

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1) 関係団体からの依頼事項

第40回川の手荒川まつりポスター掲示について

第40回川の手荒川まつりの開催に伴う交通規制の実施について

(川の手荒川まつり実行委員会) …………… 3～7ページ

地域コミュニティを支える組織・団体に関するアンケートの結果について

(公益財団法人荒川区自治総合研究所) …………… 8～36ページ

(2) 区からの依頼事項

シルバーパス購入費助成事業(4月～9月)のポスター掲示について

高齢者向けデジタル相談窓口の開設について

(高齢者福祉課) …………… 37～41ページ

第16回あらかわバラの市のポスター掲示について

あらかわ「緑・花」応援事業のポスター掲示について

(土木管理課) …………… 42～45ページ

学校施設用地の拡充に関する情報提供等について

(教育施設課) …………… 46ページ

荒川コミュニティカレッジ第16期受講生募集のポスター掲示について

(生涯学習課) …………… 47～48ページ

令和8年度防災事業について

(危機管理課) …………… 49～56ページ

「町会・自治会についてのアンケート」の実施について

令和8年度町会・自治会に対する主な助成金について

(地域つなぐ課) …………… 57～65ページ

(3) 町会連合会運営事項

令和7年度実務担当者研修会のご報告について

(地域つなぐ課) …………… 66～70ページ

裏面あり

(4) 東京都からのお知らせ

町会・自治会デジタル化推進助成について

町会・マンション みんなで防災訓練について

(地域つなく課) 71～81ページ

4 情報交換

5 次回 5月7日(木) 午後2時 議員待遇者控室

7 荒産観第 9 0 6 号
令和 8 年 4 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区産業経済部観光振興課長
渡部 雅人

第 4 0 回川の手荒川まつりポスター掲示について (依頼)

日頃から荒川区の観光行政にご協力を賜りありがとうございます。

荒川区では、ふるさと荒川の郷土意識の高揚、豊かな地域社会づくり、観光振興による賑わいの創出等を目的に川の手荒川まつりを開催しており、今年も 4 月 2 9 日 (水・祝) に南千住野球場で開催する予定です。

これにつきまして、より多くの方々へご来場いただけるようポスターを作成いたしましたので、各町会掲示板にご掲示いただき、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1 第 4 0 回川の手荒川まつり概要

- (1) 開催日時 令和 8 年 4 月 2 9 日 (水・祝) 雨天決行
午前 1 0 時から午後 4 時まで
- (2) 会 場 南千住野球場
- (3) 主 催 川の手荒川まつり実行委員会、荒川区

2 ポスター掲示依頼内容

- (1) ポスター依頼枚数 町会掲示板数
- (2) ポスター掲示期間 到着日から令和 8 年 4 月 2 9 日まで
- (3) ポスター配布方法 4 月中旬に区からの交換便で各町会へ配布します

< お問合せ >

荒川区産業経済部観光振興課
担当：加藤、野村
電話：3 8 0 2 4 6 8 9

第40回

川の手

第40回 記念事業

同時開催 第47回 商業祭

荒川

まつり

- 交流都市の名産品が当たる!
ふるさと抽選会
- あら坊・あらみいの
記念ウェットティッシュの配布
- ステージショー



4.29

水祝

南千住野球場

雨天決行 午前10時▶午後4時

まつりの
詳細は
こちら



キャラクターショー

仮面ライダーゼツ& ガヴショー



① 午前11時40分
② 午後2時55分

南千住野球場
ステージにて

©石森プロ・テレビ朝日・ADK EM・東映

第40回記念ステージショー

よしもとお笑いライブ



午後0時50分～
午後1時20分



ペナルティ
おかずクラブ

【アクセス】●JR常磐線・東京メトロ日比谷線・つくばエクスプレス「南千住」駅下車徒歩約10分
●都電荒川線「荒川区役所前」停留場または「荒川一・中前」停留場下車徒歩約5分
●コミュニティバスさくら「荒川総合スポーツセンター」または「南千住野球場」下車徒歩すぐ

【注意事項】なるべく徒歩又は公共交通機関でお越しください。駐車場はございません。駐輪場は都立荒川工科高校、区立瑞光小学校をご利用いただけますが、収容台数に限りがあります。荒川総合スポーツセンターには駐輪できません。ペットを連れての来場はご遠慮ください。記念ウェットティッシュの配布は、なくなり次第終了となります。

【交通規制】パレードの実施に伴い、午前9時30分～10時まで、千住間道から南千住野球場までの周辺道路を交通規制します。

【主催】川の手荒川まつり実行委員会・荒川区
【協賛】東京商工会議所荒川支部・荒川区しんきん協議会
【お問合せ】荒川区観光振興課 電話03-3802-4689



パレード

午前9時30分に第一中学校を出発。千住間道を通り、会場(南千住野球場)まで、区内の各種団体が華やかなパフォーマンスで大行進します。(雨天中止)

出店

- 商業祭バザール・機織店
- ふるさと市
- 荒川区の名産品コーナー
- 官公署コーナー
- 福祉チャリティコーナー
- ふれあいスポーツ
- つくって遊ぼう
- ミニ隅田川 ほか

7 荒産観第 9 0 6 号
令和 8 年 4 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区産業経済部観光振興課長
渡部 雅人

第 4 0 回川の手荒川まつりの開催に伴う交通規制の実施について

日頃から荒川区の観光行政にご協力を賜りありがとうございます。

荒川区では、ふるさと荒川の郷土意識の高揚、豊かな地域社会づくり、観光振興による賑わいの創出等を目的に、下記のとおり第 4 0 回川の手荒川まつりを開催いたします。開催に当たりまして、来場者等への安全面を考慮した交通規制を行います。

近隣住民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 第 4 0 回川の手荒川まつりについて

(1) 開催日時

令和 8 年 4 月 2 9 日 (水・祝) 午前 1 0 時 ~ 午後 4 時 雨天決行

パレードは、午前 9 時 3 0 分 ~ 1 0 時

(2) 会場

南千住野球場

(3) 開催概要

別紙のとおり

2 交通規制の実施について (別紙「パレードコース図」のとおり)

交通規制場所 千住間道 (パレード通過のため片面)

会場前道路 (パレード通過のため両面)

規制時間 午前 9 時 3 0 分 ~ 1 0 時

パレード通過後、順次交通規制解除

< お問合せ >

荒川区産業経済部観光振興課

担当 : 加藤、野村

電話 : 3 8 0 2 4 6 8 9

第40回川の手荒川まつり開催概要

1 目的

ふるさと荒川の郷土意識の高揚、豊かな地域社会づくり、観光振興による賑わいの創出等を目的とした各種イベントを開催する。

2 開催日時

令和8年4月29日（水・祝）午前10時～午後4時 雨天決行

パレードは午前9時30分～10時（雨天中止）

3 開催場所

南千住野球場ほか

4 実施内容

（1）川の手荒川まつり

パレード（区内団体によるマーチングバンド等）

ステージショー（区内団体による音楽、舞踊等）

出店・展示コーナー（交流都市の特産品の販売、各種団体のPR等）

アトラクション（キャラクターショー等）

交流都市交流会 荒川総合スポーツセンター1階小体育室にて実施

第40回記念事業（ステージショー、交流都市抽選会、記念グッズの配布）

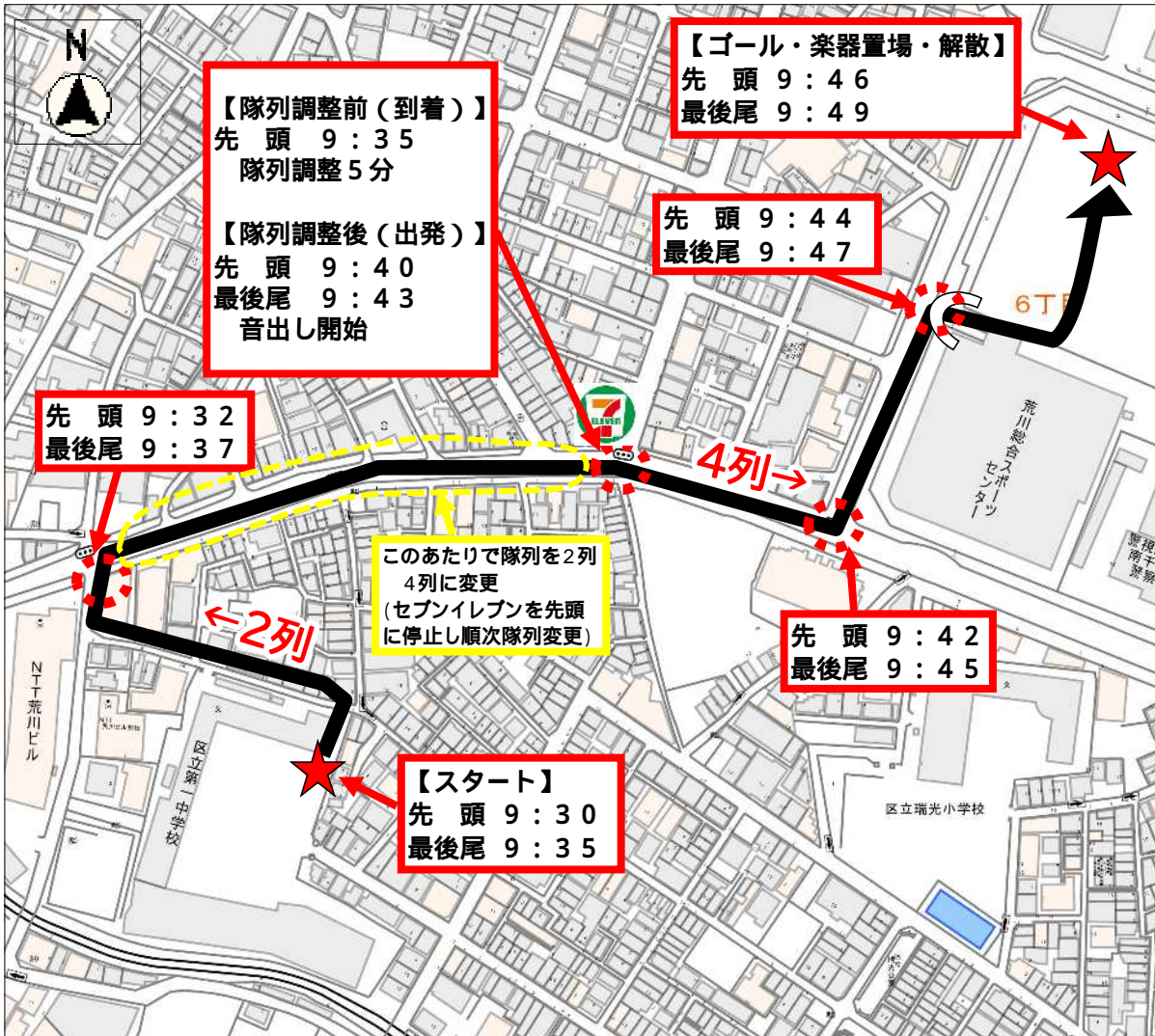
（2）第47回商業祭（同時開催）

商業祭バザール

模擬店

抽選会

第40回川の手荒川まつりパレードコース図



【コース概要】
 < 出発地点 > 第一中学校
 < ゴール地点 > 南千住野球場
 < 距離 > 約650m
 < 所要時間 > 約25分



【荒川区自治総合研究所】

「地域コミュニティを支える組織・団体に関するアンケート（町会・自治会代表者向け）」 アンケート結果（速報）【概要】

去る令和7年7月に、町会・自治会の代表者の方々に「地域コミュニティを支える組織・団体に関するアンケート」にご協力いただきました。このたび、最初の分析結果をまとめましたので、その結果をご報告いたします。

質問ごとの、度数分布表やわかったことについて、別冊子をご覧ください。ここでは、特に重要であったり、興味深いと感じた知見についてまとめます。

荒川区の町会・自治会の基本情報について

- **設立時期は戦後20年以内**の団体が7割。一部は戦前にさかのぼるところや、反対に、平成以降に設立された新しい団体もある。 **冊子1ページ**
- 自治会の規模は、**年間予算で200万～500万円未満**の団体が6割と比較的小規模な団体が多いが、年間予算1,000万円以上、加入1,000世帯以上の大きな団体も複数存在する。 **冊子2ページ**
- 役員任期は1年以上～3年未満が6割。任期の定め無しが3割。任期があっても再選の制限がないところもある。 **冊子2ページ**
- **町会役員の半数は70代以上**である。**代表者は6割が75歳以上**である。代表者は10～20年の役員歴を持つ者が多い。 **冊子4ページ、22ページ、23ページ**

町会・自治会の活動について

- 町会・自治会の最も重要な役割は「**地域住民の親睦**」が6割、「**生活環境の維持**」が2割である。 **冊子5ページ**
- ほとんどの団体は「**防災**」「**防犯**」「**清掃・美化**」「**イベント**」を実施している。「**高齢者・障がい者支援**」「**見守り運動**」「**趣味・文化活動**」が各4割、「**子育て支援**」が1割だった。 **冊子3ページ**
- 地域の課題は「**高齢化**」9割、「**防災**」8割、「**防犯**」・「**つながりの希薄化**」が各6割、「**子育て**」2割だった。 **冊子24ページ**

町会の新規参加者と勧誘について

- 町会・自治会の過去 **10年での新規参加者を問うと、「ある程度」以上いる町会が4割**、「あまりいない」が5割、「ほとんどいない」が1割である。 冊子7ページ
- 町会・自治会への新規参加者の勧誘活動について、6割の団体が「直接訪問」を実施しており、4割が「不動産業者を通じた勧誘」を行っている。このどちらか、あるいは両方を行っている団体は全体の8割である。また、新規参加者の溶け込みに関する取組として、多くの町会・自治会がイベントへの参加促進や役員による声かけをしている。 冊子8ページ、9ページ

町会・自治会の課題と必要な区の支援について

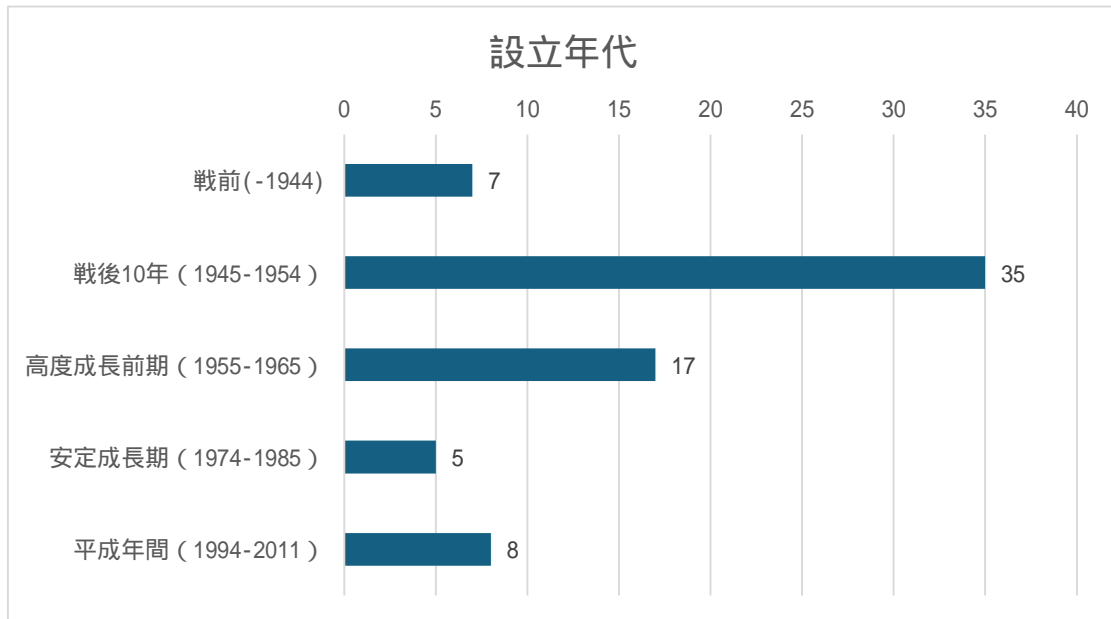
- 町会・自治会の課題として「**担い手不足**」「**役員高齢化**」を各9割以上の団体が回答している。次いで「デジタル化」「活動参加者の減少」「負担の偏在」が各4割である。 冊子11ページ
- 主に担い手不足や高齢化を理由として、**2割の団体が「縮小」や「解散」を考えている**。なお5割は「現状維持」で、3割は「拡充・発展」を考えている。 冊子12ページ
- 持続的活動のために**必要な区の支援として「担い手育成」が最も多く6割**であった。次いで「補助金」が5割、「情報発信・デジタル化支援」が3割である。 冊子13ページ

【荒川区自治総合研究所】

「地域コミュニティを支える組織・団体に関するアンケート（町会・自治会代表者向け）」結果（速報）

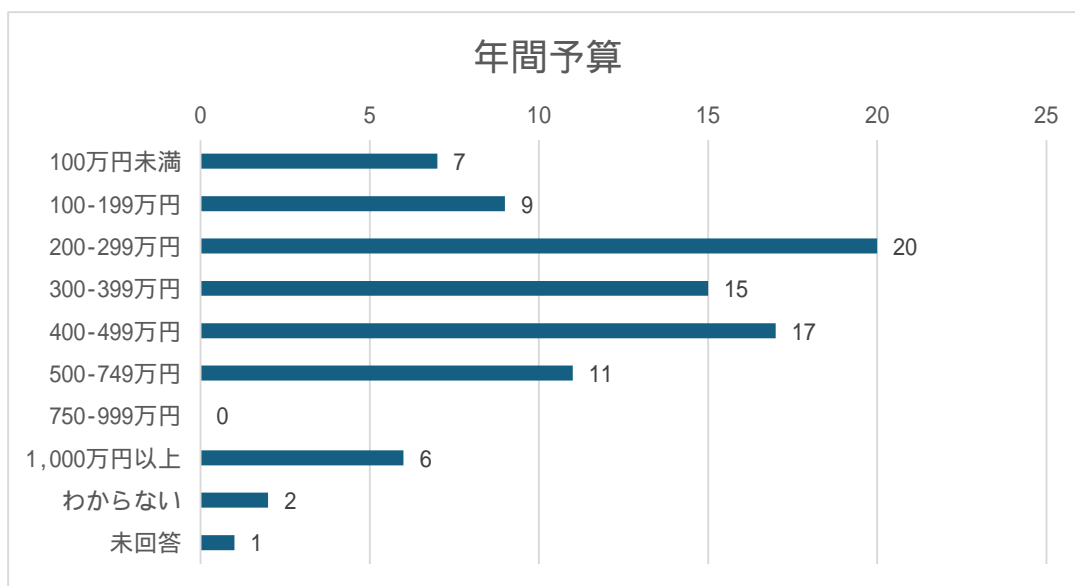
問1． 団体名をご記入ください。

問2． 設立年をご記入ください。



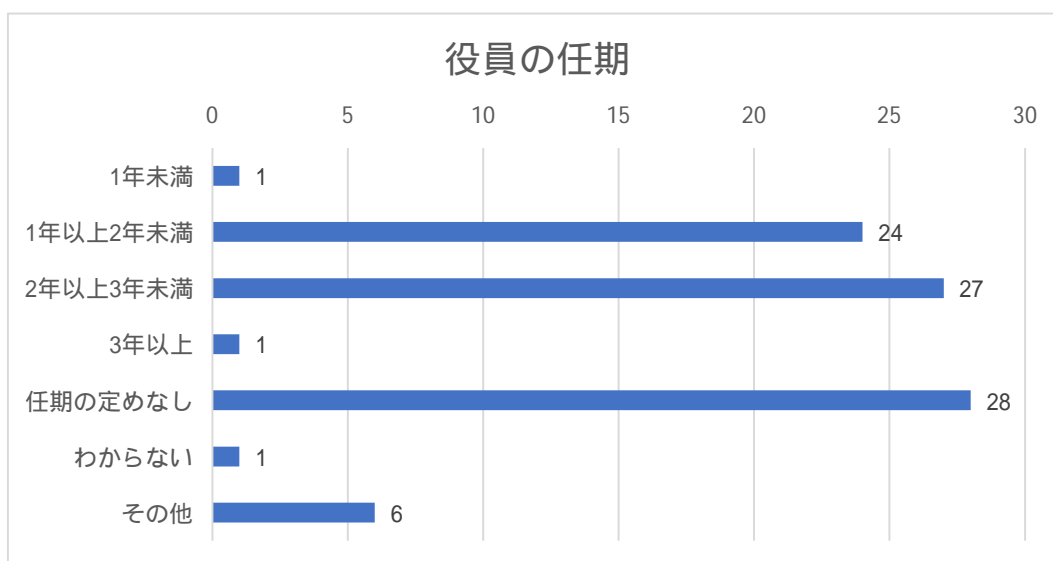
町会・自治会の設立年代について最も多い回答は「戦後10年(1945～1954年)」で35団体(39.8%)であった。次いで、「高度成長前期(1955～1965年)」が17団体(19.3%)、「平成期(1994～2011年)」が8団体(9.1%)となっている。このことから、荒川区の町会・自治会の多くは、戦後の地域社会の形成期に設立された団体であることがうかがえる。

問3 . あなたの団体の年間予算(直近の)規模はどれくらいですか。(当てはまるものひとつだけ)



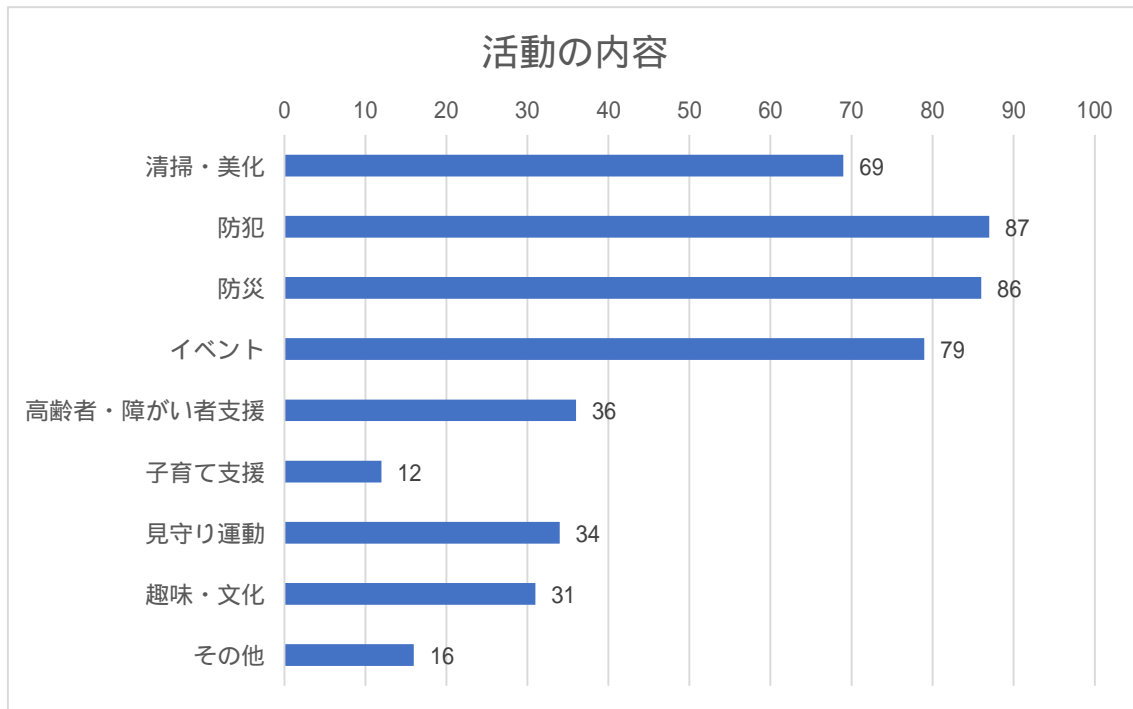
最も多い回答は「200～299万円」で20団体(約23%)であった。次いで、「400～499万円」が17団体(約19%)、「300～399万円」が15団体(約17%)となっている。また、100万円未満の団体が7団体(約8%)ある一方、1,000万円以上の団体も6団体(約7%)あり、町会・自治会の規模には一定の幅がある。

問4 . あなたの団体の役員の任期は何年ですか。(当てはまるものひとつだけ)



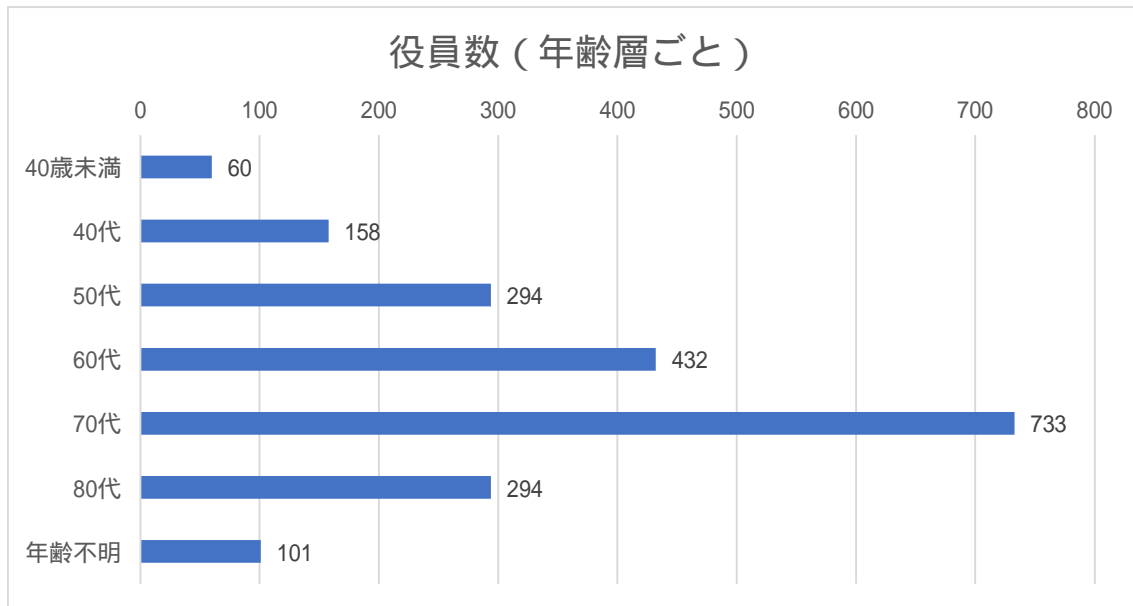
役員の任期について、最も多い回答は「任期の定めなし」で28団体(31.8%)であった。次いで、「2年以上3年未満」が27団体(30.7%)、「1年以上2年未満」が24団体(27.3%)となっている。このことから役員任期は、2～3年程度としている団体が多い一方、任期を特に定めていない団体も一定数存在する。

問5 . あなたの団体ではどのような活動を行っていますか。(当てはまるもの
いくつでも)



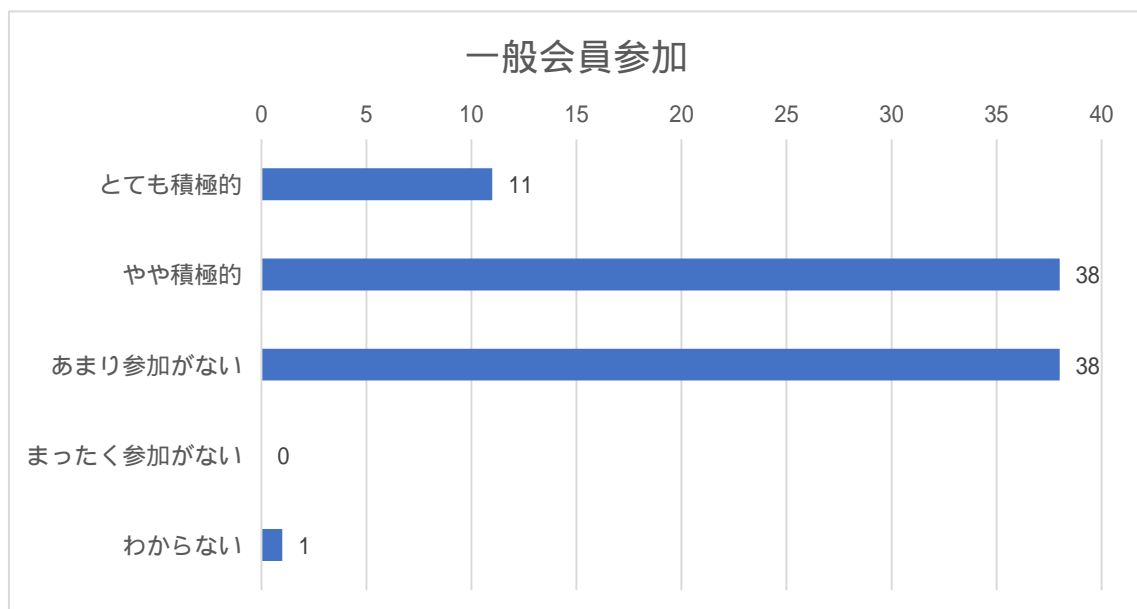
団体の活動内容について見ると、最も多い回答は「防犯活動」で87団体(98.9%)であった。次いで、「防災活動」が86団体(97.7%)、「イベント」が79団体(89.8%)、「清掃・美化活動」が69団体(78.4%)となっている。このことから、地域の安全確保や環境美化、地域住民の交流を目的とした活動が広く行われていることが分かった。

問6 . あなたの団体の役員の数(代表者を除く)を年齢層ごとに記入してください。



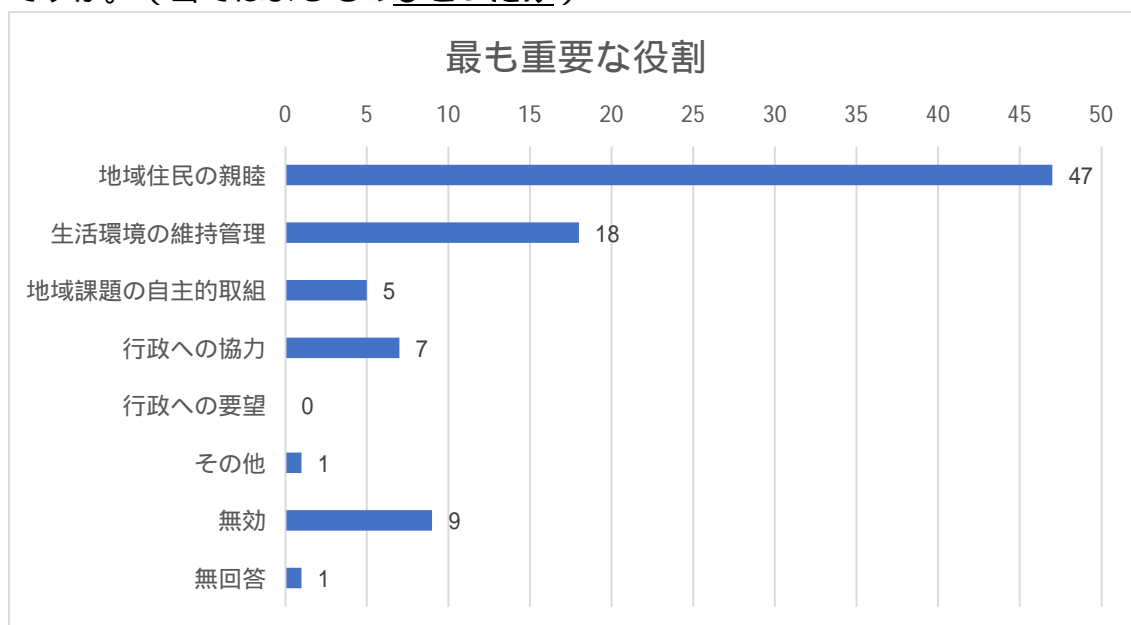
役員¹の年齢構成について見ると、最も多い年齢層は「70代」で733人(35.4%)であった。次いで、「60代」が432人(20.8%)、「50代」が294人(14.2%)、「80代」が294人(14.2%)となっている。一方で、「40代」は158人(7.6%)、「40歳未満」は60人(2.9%)と少なく、町会・自治会の役員は高齢層が中心となっている状況がうかがえる。

問7 . あなたの団体の会員(一般会員)は、あなたの団体の活動に、どの程度参加していますか。(当てはまるものひとつだけ)



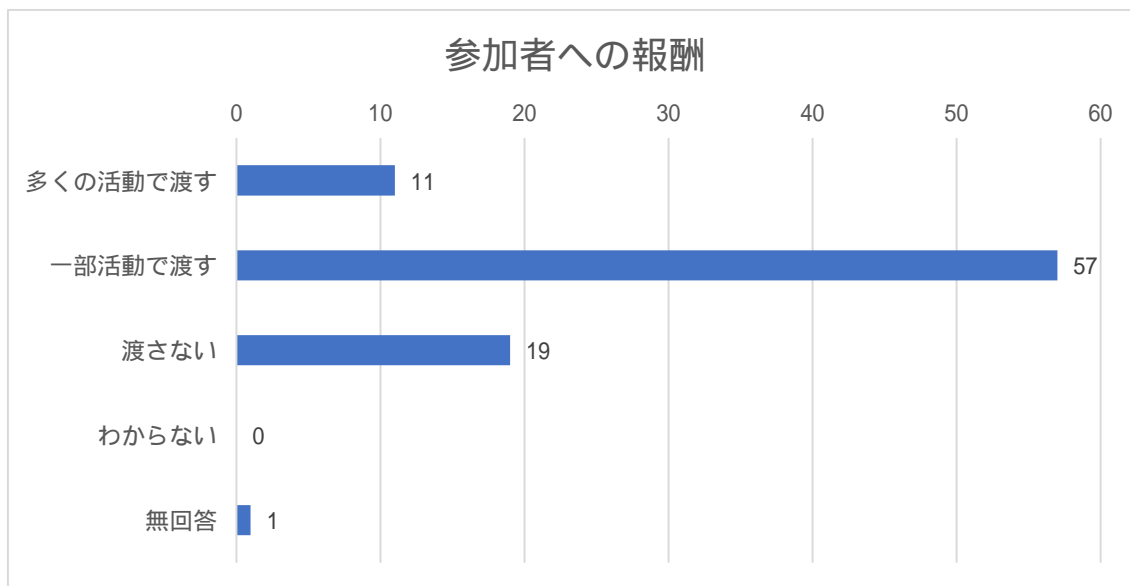
一般会員の活動参加状況について見ると、最も多い回答は「やや積極的」(43.2%)「あまり参加がない」がともに38団体(43.2%)で、同率で最も多い結果となっている。また、「とても積極的」は11団体(12.5%)であった。このことから、町会・自治会の活動への参加状況については、一定程度参加している団体がある一方、参加があまり多くない団体も同程度存在していることが分かった。

問8 . 地域におけるあなたの団体の役割として、最も重要だと思うことは何ですか。（当てはまるものひとつだけ）



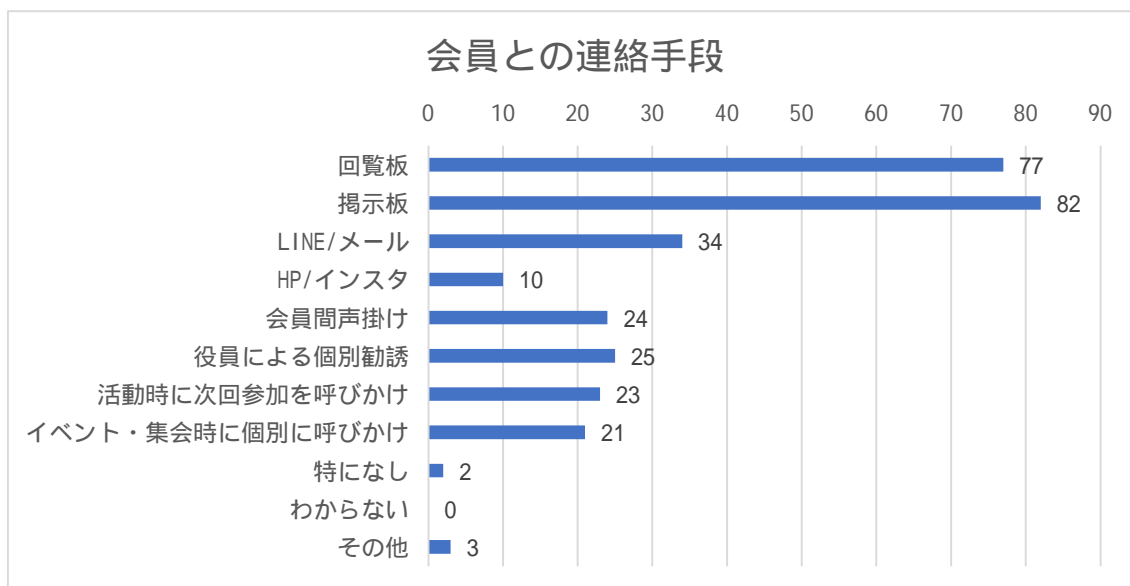
地域における団体の最も重要な役割について見ると、最も多い回答は「地域住民の親睦」で47団体（53.4%）であった。次いで、「生活環境の維持管理」が18団体（20.5%）、「行政への協力」が7団体（8.0%）、「地域課題への自主的取組」が5団体（5.7%）となっている。このことから、町会・自治会は、地域住民同士の交流やつながりを生み出す役割を最も重視していることが分かった。

問9 . あなたの団体の活動の参加者に何らかの報酬(物品含む)を渡していますか。(当てはまるものひとつだけ)



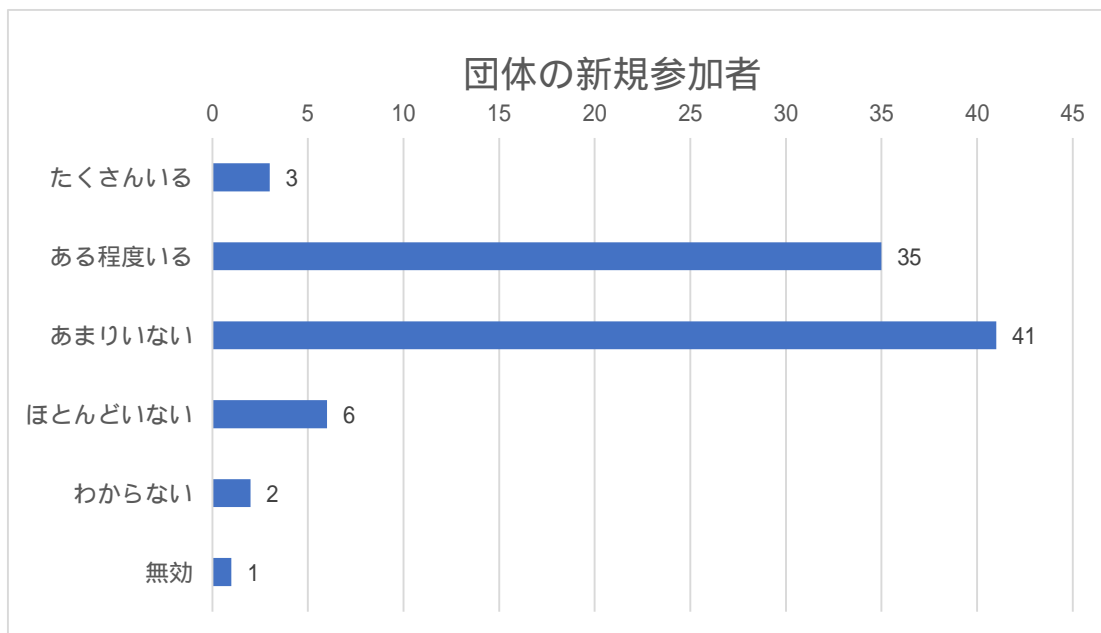
活動参加者への報酬(物品を含む)について見ると、最も多い回答は「一部の活動で渡している」で57団体(64.8%)であった。次いで、「渡していない」が19団体(21.6%)、「多くの活動で渡している」が11団体(12.5%)となっている。このことから、町会・自治会では、すべての活動ではないものの、活動内容に応じて報酬や物品を渡している団体が多いことが分かった。

問10 . あなたの団体では、会員全体への連絡・通知をどのような手段で行っていますか。(当てはまるものいくつでも)



会員への連絡手段について見ると、最も多い回答は「掲示板」で82団体(93.2%)であった。次いで、「回覧板」が77団体(87.5%)、「LINE・メール」が34団体(38.6%)となっている。このことから、町会・自治会の連絡手段としては、掲示板や回覧板といった従来型の方法が中心となっている一方で、LINEやメールなどのデジタル手段も一定程度活用されていることが分かった。

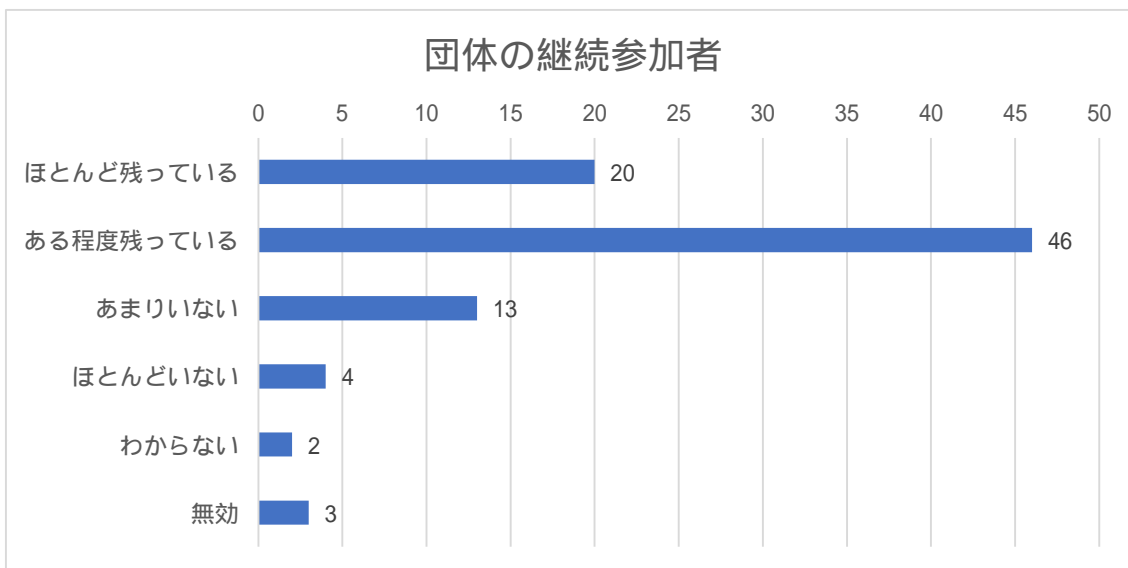
問11. あなたの団体では、10年前と比較して、団体の活動に新しい参加者はどの程度いますか。（当てはまるものひとつだけ）



過去10年での新規参加者の状況について見ると、最も多い回答は「あまりいない」で41団体（48.9%）であった。

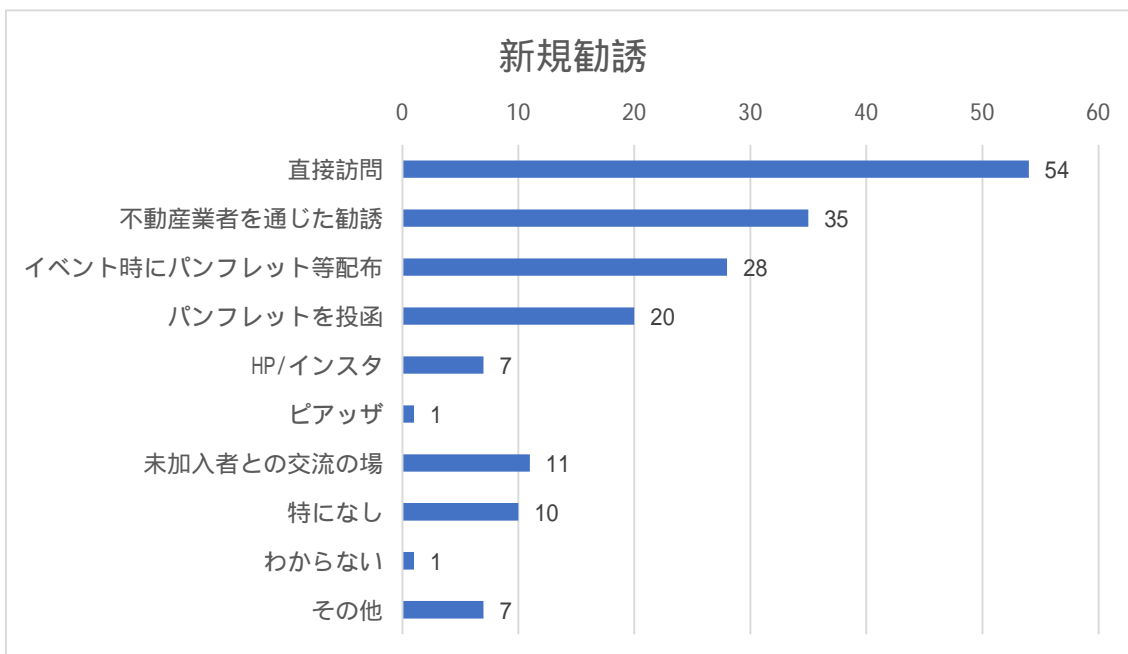
次いで、「ある程度いる」が35団体（39.8%）、「ほとんどいない」が8団体（9.1%）となっている。このことから、新規参加者が少ない団体が多いものの、一定数の新規参加者を確保している団体もみられることが分かった。

問11-1. あなたの団体では、10年前に団体の活動に参加していた方は、現在のどの程度残っていますか。（当てはまるものひとつだけ）



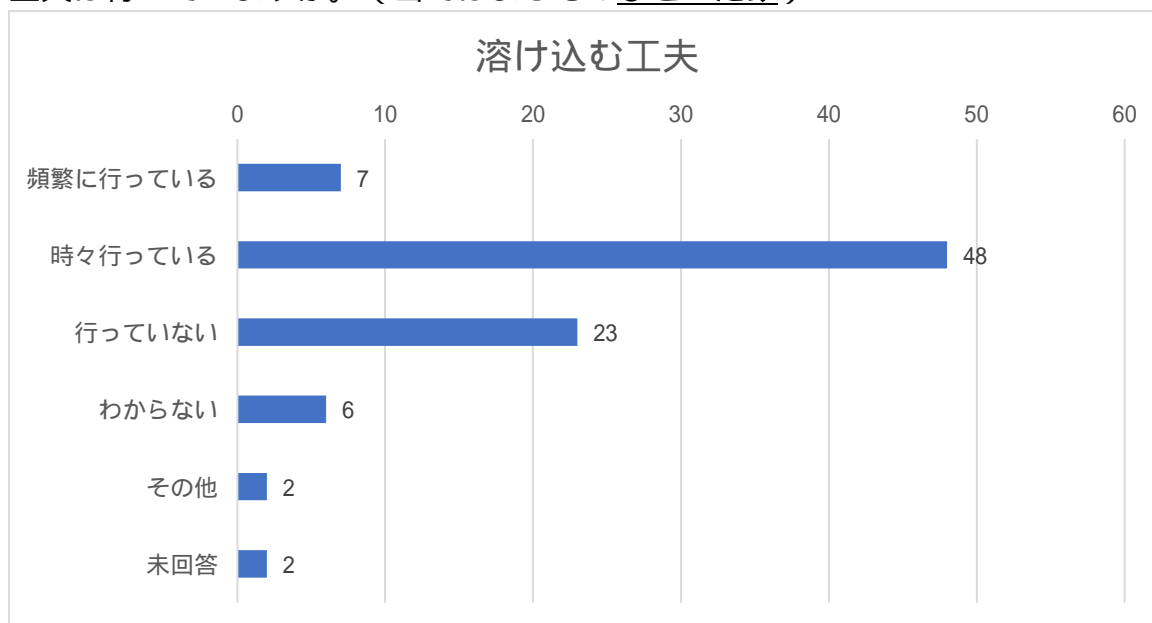
10年前に団体の活動に参加していた方が現在のどの程度残っているかについて見ると、最も多い回答は「ある程度残っている」で46団体(52.3%)であった。次いで、「ほとんど残っている」が20団体(22.7%)、「あまりいない」が13団体(14.8%)となっている。このことから、町会・自治会では、10年前からの参加者が現在も一定程度継続して活動している団体が多いことが分かった。

問12. あなたの団体では、新規加入者を増やすために、どのような取組を行っていますか。（当てはまるものいくつでも）



新規加入者を増やすための取組について見ると、最も多い回答は「直接訪問」で54団体(61.4%)であった。次いで、「不動産業者を通じた勧誘」が35団体(39.8%)、「イベント時にパンフレット等を配布」が28団体(31.8%)となっている。このことから、新規加入者の勧誘については、直接訪問など対面での働きかけを中心に行われていることが分かった。

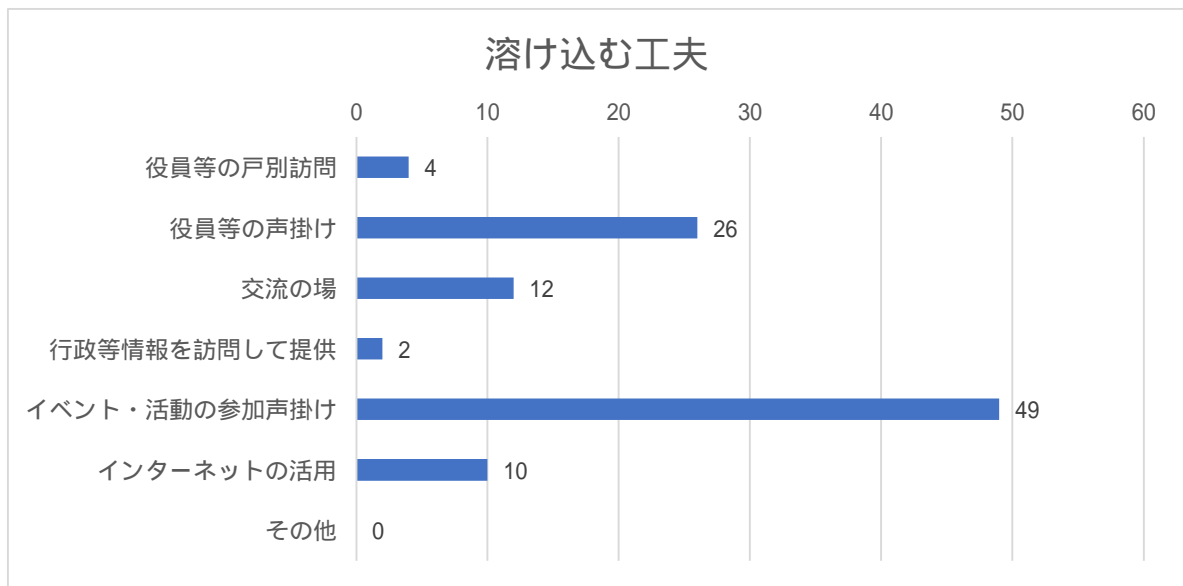
問13 . あなたの団体に新たに参加した方々が、地域にうまく溶け込むための工夫は行っていますか。(当てはまるものひとつだけ)



新規加入者が地域に溶け込むための工夫について見ると、最も多い回答は「時々行っている」で48団体(54.5%)であった。次いで、「行っていない」が23団体(26.1%)、「頻繁に行っている」が7団体(8.0%)となっている。

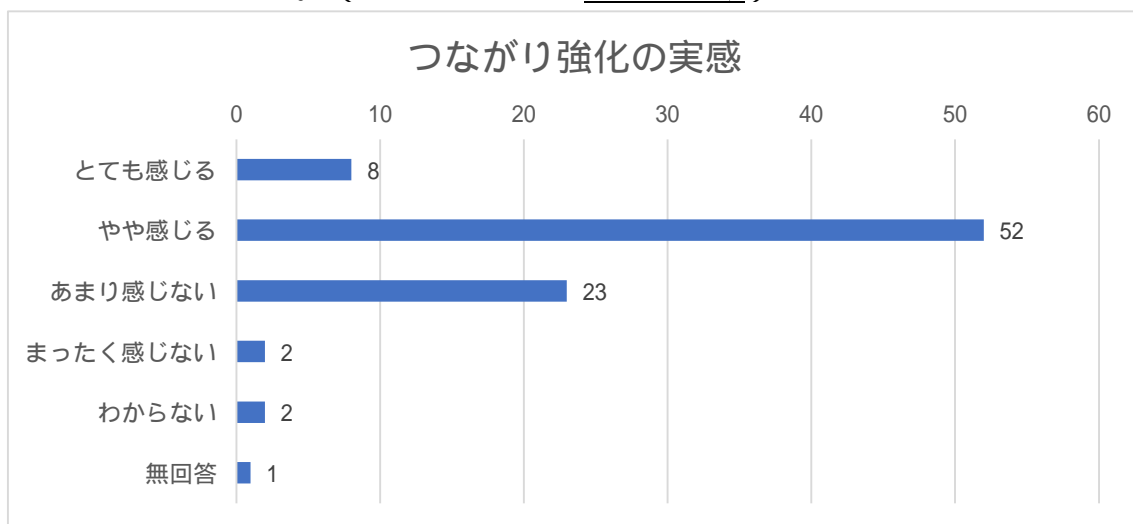
このことから、新規加入者が地域に溶け込むための取組は、6割(「頻繁に行っている」「時々行っている」)程度の団体が行っているものの、特に行っていない団体も一定数(3割弱程度)存在することが分かった。

問13-1. 問13で「頻繁に行っている」または「時々行っている」を選んだ方にお聞きします。新規会員に対し、具体的にはどのようなことを行っていますか。（当てはまるものいくつでも）



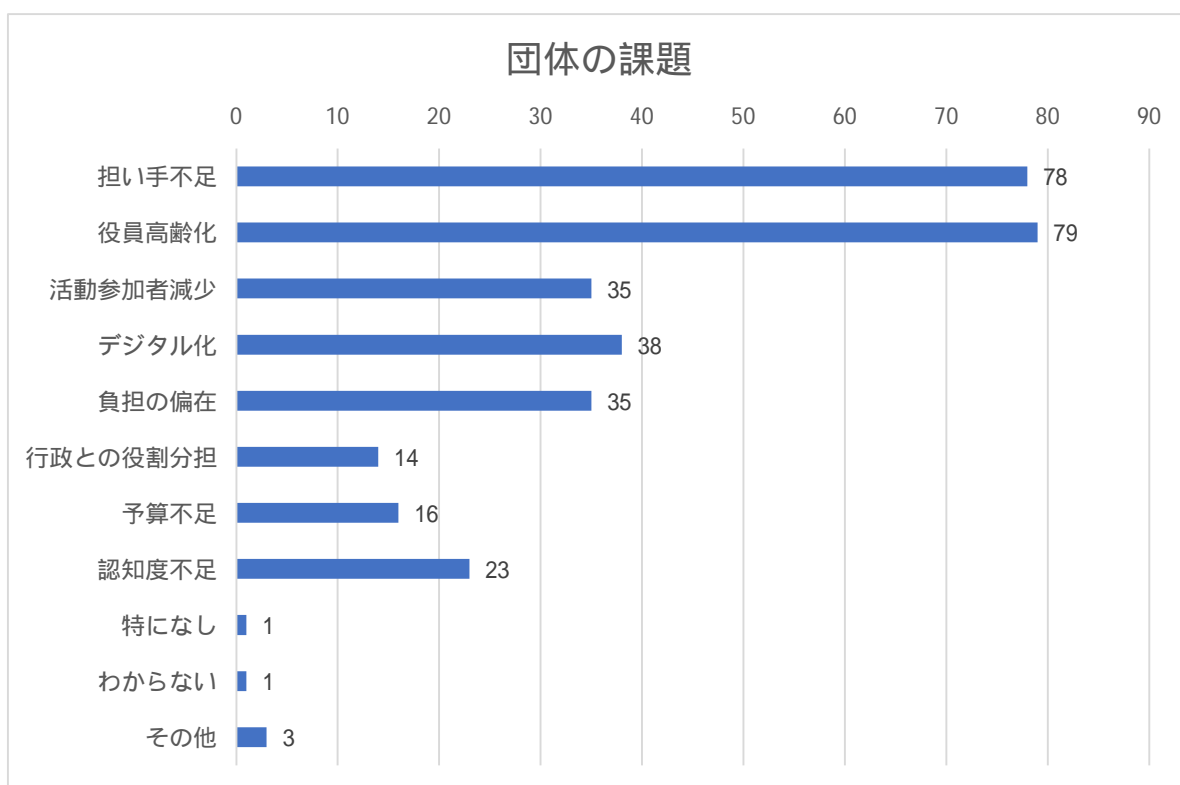
新規参加者に対する具体的な取組についてみると、最も多い回答は「イベント・活動への参加の呼びかけ」で49団体（55.7%）であった。次いで、「役員等による声掛け」が26団体（29.5%）、「交流の場の提供」が12団体（13.6%）、「インターネットの活用」が10団体（11.4%）となっている。このことから、新規参加者が地域に溶け込むための取組として、地域のイベントや活動への参加を促す働きかけが多く行われていることがうかがえる。

問14. あなたの団体の活動を通じて、地域の住民同士のつながりが強化されていると感じますか。（当てはまるものひとつだけ）



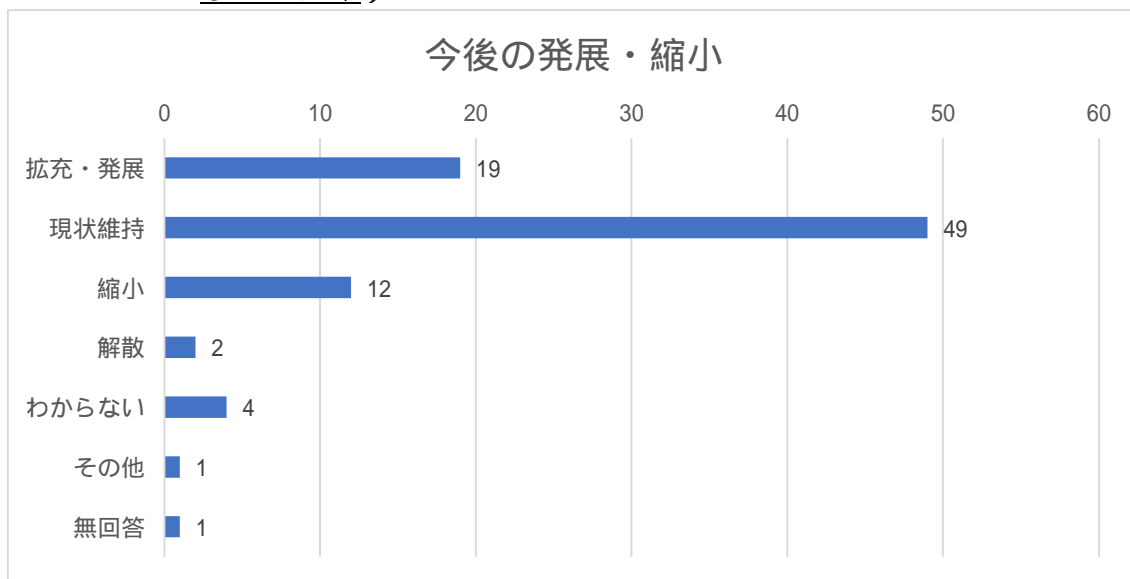
団体の活動を通じて地域の住民同士のつながりが強化されていると感じるかについて見ると、最も多い回答は「やや感じる」で52団体（59.1%）であった。次いで、「あまり感じない」が23団体（26.1%）、「とても感じる」が8団体（9.1%）となっている。このことから、団体の活動を通じて、地域の住民同士のつながりが一定程度強化されていると感じている団体が多いことが分かった。

問15 . あなたの団体の課題は何だと思えますか。(当てはまるものいくつでも)



団体の課題について見ると、最も多い回答は「役員の高齢化」で79団体(89.8%)であった。次いで、「担い手不足」が78団体(88.6%)、「デジタル化」が38団体(43.2%)、「活動参加者の減少」が35団体(39.8%)、「負担の偏在」が35団体(39.8%)となっている。このことから、町会・自治会では、役員の高齢化や担い手不足といった人材面の課題が特に大きいことが分かった。

問16. あなたの団体の、今後の活動の見通しについて教えてください。(当てはまるものひとつだけ)



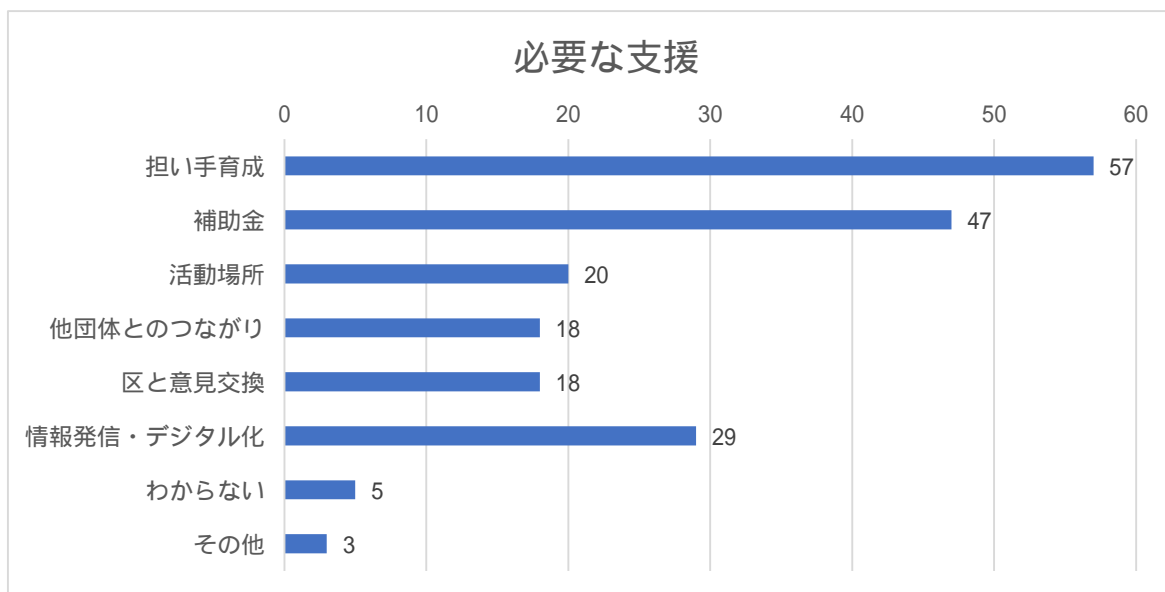
今後の活動の見通しについて見ると、最も多い回答は「現状維持」で49団体(55.7%)であった。次いで、「拡充・発展」が19団体(21.6%)、「縮小」が12団体(13.6%)となっている。このことから、今後も現在の活動を維持していくと考えている団体が多いことが分かった。

問16-1. 問16で、今後の活動の見通しについて「縮小せざるを得ない」または「解散を考えている」とお答えの方にお聞きします。差支えなければ、その理由をご記入ください。

一部抜粋

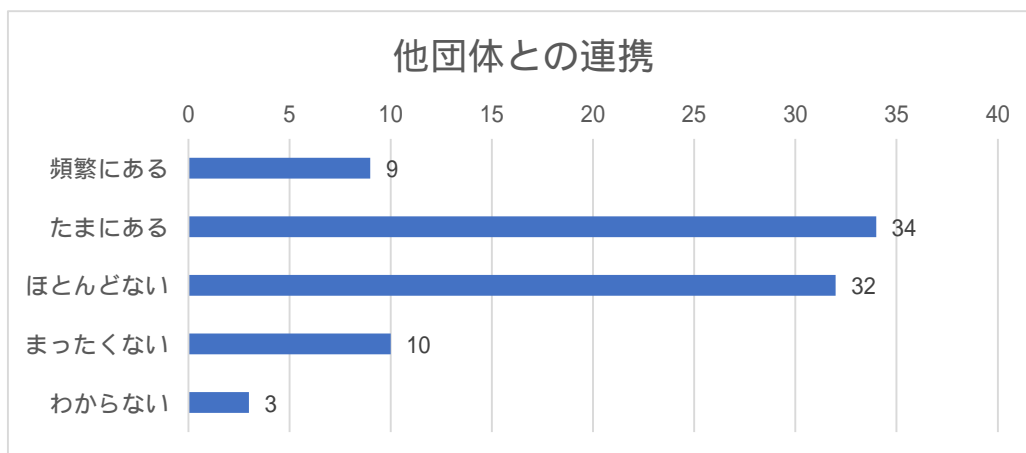
内容	回答
活動の担い手不足や高齢化	縮小
町会員が3割減少しているためです。	解散
役員のおよそ半数が80代であり現実に役員数が半減するのが時間の問題であるため。	縮小
役員や行事の担い手が不足して活動に支障をきたしている。	縮小
役員の高齢化、担い手不足	縮小
1. 高齢化による影響 / 昼間に対応可能な役員が少ない為、行政側の要請にこたえられない / 高齢化により、掲示板にポスター掲示する作業すら困難	縮小
現状は維持可能だが、10年後には役員の不足により縮小せざるを得ないと思う。	縮小
人口減少等・マンション等が参加しない	縮小
役員の高齢化が顕著で引き継ぐ人が不足している。また年々町会費減もあり運営が難しい状況になりつつある	縮小
役員の高齢化、体調不良等役員の減少、新規役員のなり手不足で活動を縮小せざるを得ない。	縮小

問17. あなたの団体が持続的に活動するために必要だと思う区の支援はありますか。（当てはまるものいくつでも）



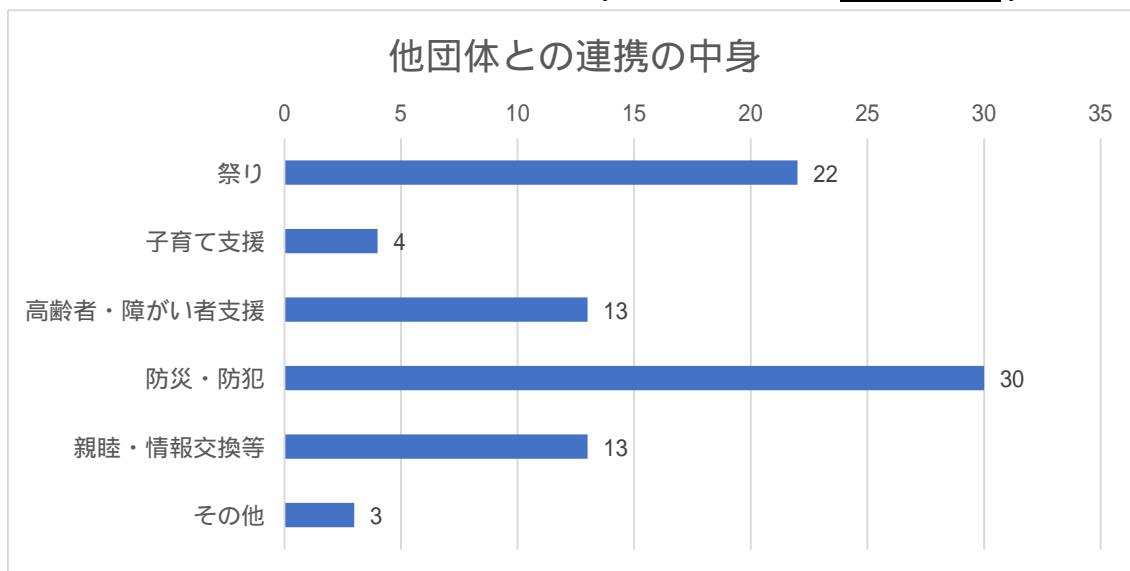
団体が持続的に活動するために必要な区の支援について見ると、最も多い回答は「担い手育成」で57団体（64.8%）であった。次いで、「補助金」が47団体（53.4%）、「情報発信・デジタル化支援」が29団体（33.0%）、「活動場所」が20団体（22.7%）となっている。このことから、必要な区の支援について担い手の確保や財政面での支援を始め多岐に渡ることが多いことが分かった。

問18. あなたの団体では、地域で活動する他の団体（社協・NPO等）と連携することはありますか。（当てはまるものひとつだけ）



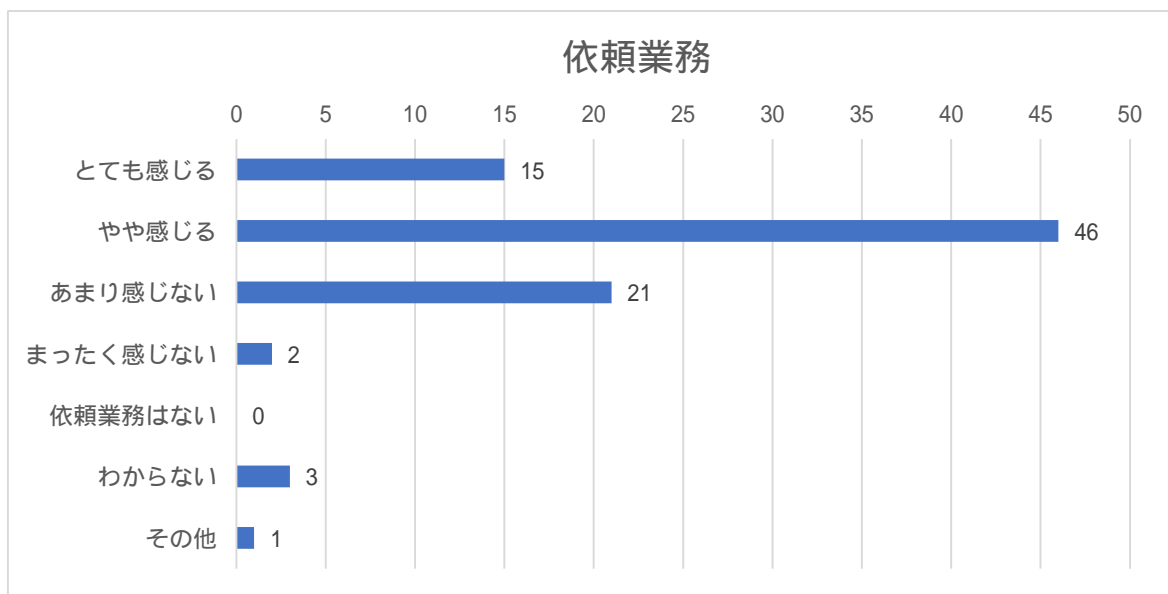
地域で活動する他の団体（社会福祉協議会、NPO等）との連携状況について見ると、最も多い回答は「たまにある」で34団体（38.6%）であった。次いで、「ほとんどない」が32団体（36.4%）、「まったくない」が10団体（11.3%）「頻繁にある」が9団体（10.2%）となっている。このことから、他団体との連携が一定程度行われている団体がある一方、連携があまり行われていない団体も同程度存在することがわかった

問18-1. 問18で、地域で活動する他の団体（社協・NPO等）との連携が「頻繁にある」または「たまにある」とお答えの方にお聞きします。具体的にどのような連携を行っていますか。（当てはまるものいくつでも）



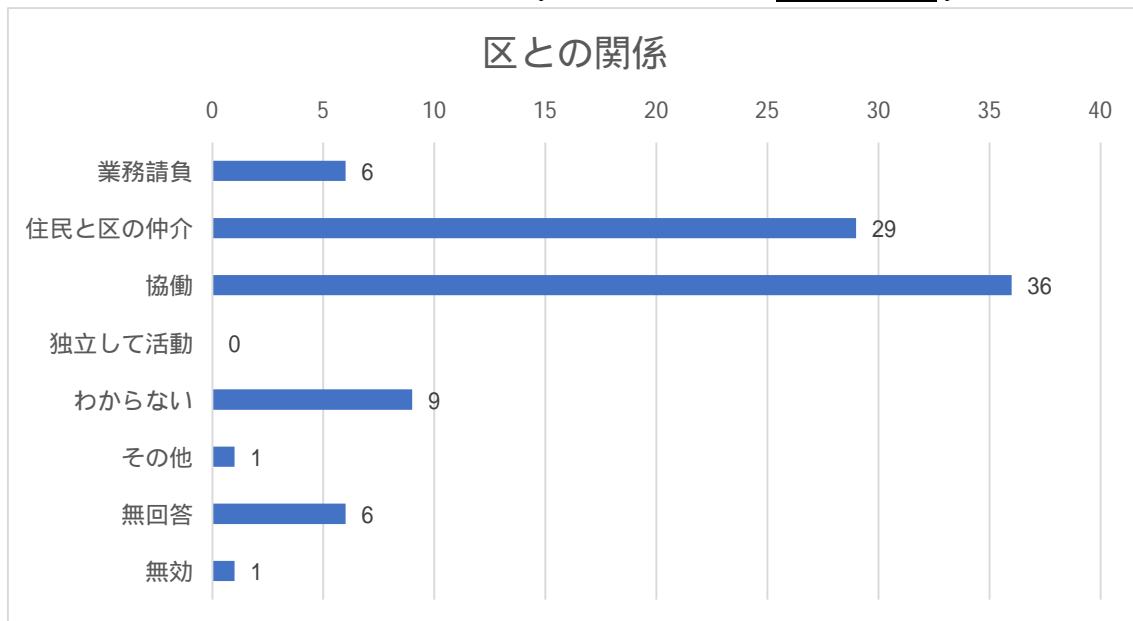
他団体との連携内容について見ると、最も多い回答は「防災・防犯」で30団体（34.1%）であった。次いで、「祭り」が22団体（25.0%）、「高齢者・障がい者支援」が13団体（14.8%）、「親睦・情報交換等」が13団体（14.8%）となっている。このことから、他団体の連携の中身については、防災・防犯活動や祭りなどの地域行事が多いことが分かった。

問19. あなたの団体へ区から依頼される業務(区のイベントや事業への協力や委員の就任依頼など)について、負担に感じることはありますか。(当てはまるものひとつだけ)



最も多い回答は「やや感じる」で46団体(52.3%)であった。次いで、「あまり感じない」が21団体(23.9%)、「とても感じる」が15団体(17.0%)となっている。このことから、区からの依頼業務について5割程度(「とても感じる」「やや感じる」)の団体が負担を感じていることが分かった。

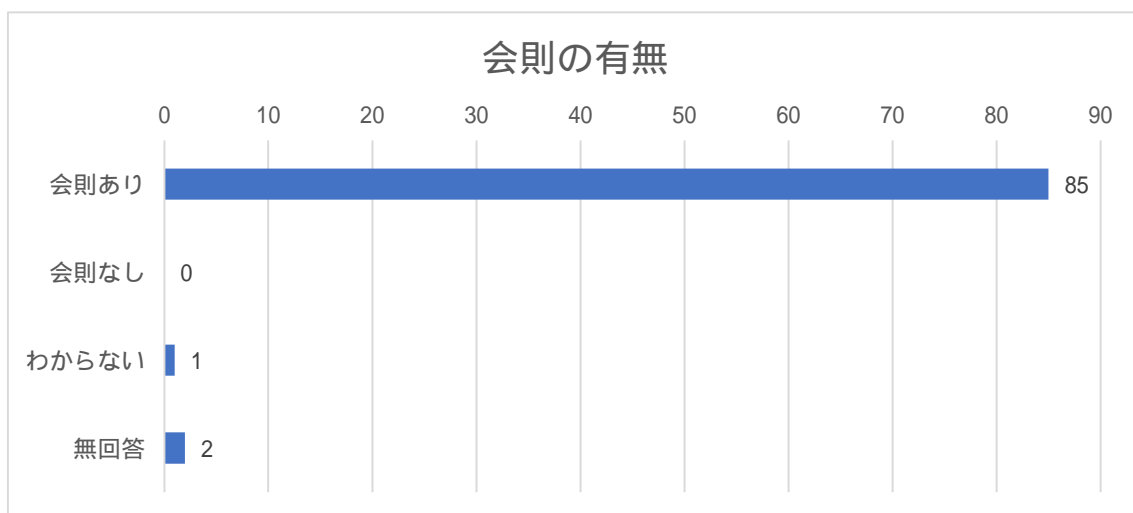
問20. あなたの団体は、地域の課題解決等に向けて、区とどのような関係であることが望ましいと思いますか。（当てはまるものひとつだけ）



最も多い回答は「協働」で36団体（40.9%）であった。次いで、「住民と区の仲介」が29団体（33.0%）となっている。

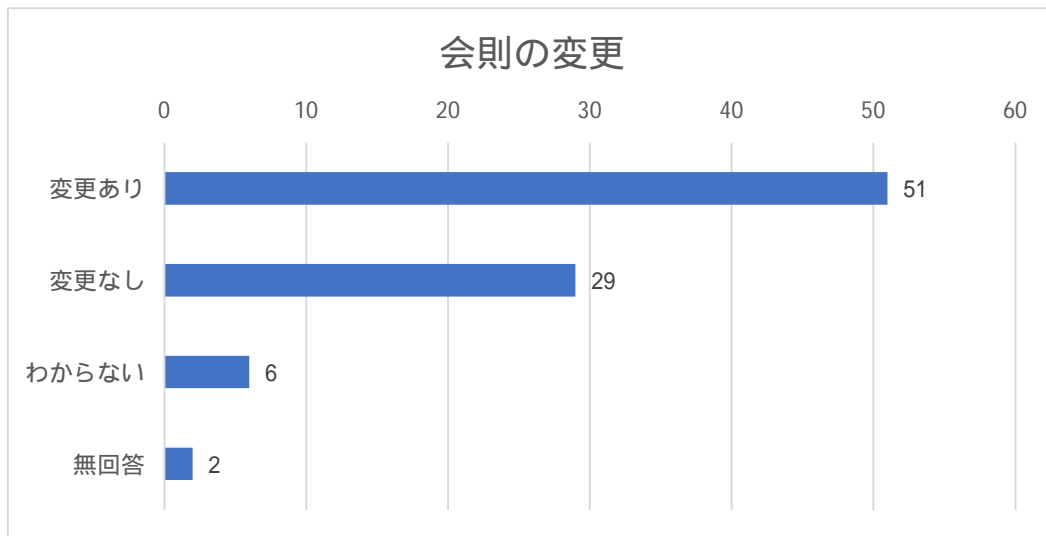
このことから、町会・自治会は、区と協力しながら地域課題の解決に取り組む関係を望む団体が多いことが分かった。

問21. あなたの団体には、会則や規約等がありますか。（当てはまるものひとつだけ）



最も多い回答は「会則あり」で85団体（96.6%）であった。次いで、「わからない」が1団体（1.1%）となっている。このことから、ほとんどの町会・自治会において会則や規約が整備されていることが分かった。

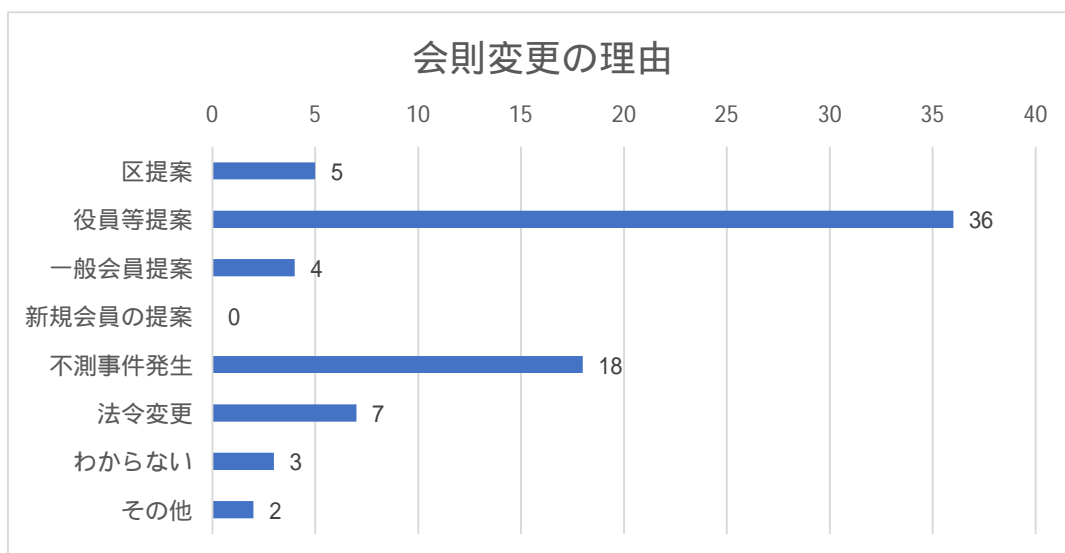
問21-1. 問21で会則や規約等が「ある」と回答された方にお聞きします。今まで団体の規約・会則等が変更されたことはありますか。(当てはまるものひとつだけ)



会則・規約の変更の有無について、最も多い回答は「変更したことがある」で51団体(57.9%)であった。次いで、「変更したことがない」が29団体(33.0%)となっている。

このことから、町会・自治会では、運営状況や社会状況の変化などに応じて、会則・規約の見直しが行われている一方で、今まで会則等の変更を行っていない団体が3割程度存在することが分かった。

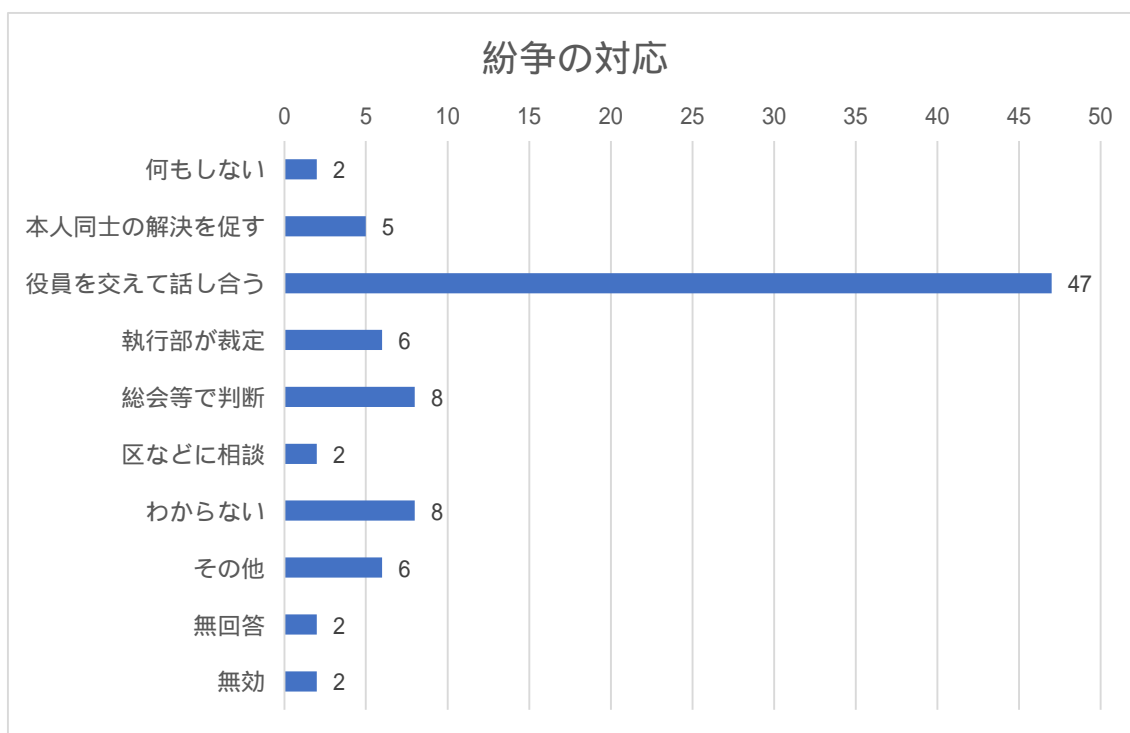
問21-2. 問21-1で団体の会則や規約等が変更されたことが「ある」と回答された方にお聞きします。あなたの団体で会則や規約等を変更した経緯は何ですか、またそれはいつ頃ですか。(当てはまるものいくつでも)



最も多い回答は「役員等からの提案」で36団体であった。

次いで、「不測の事案の発生」が18団体、「法令の変更」が7団体、「区からの提案」が5団体となっている。このことから、会則・規約の変更は、役員等の提案を契機として行われることが多いことが分かった。

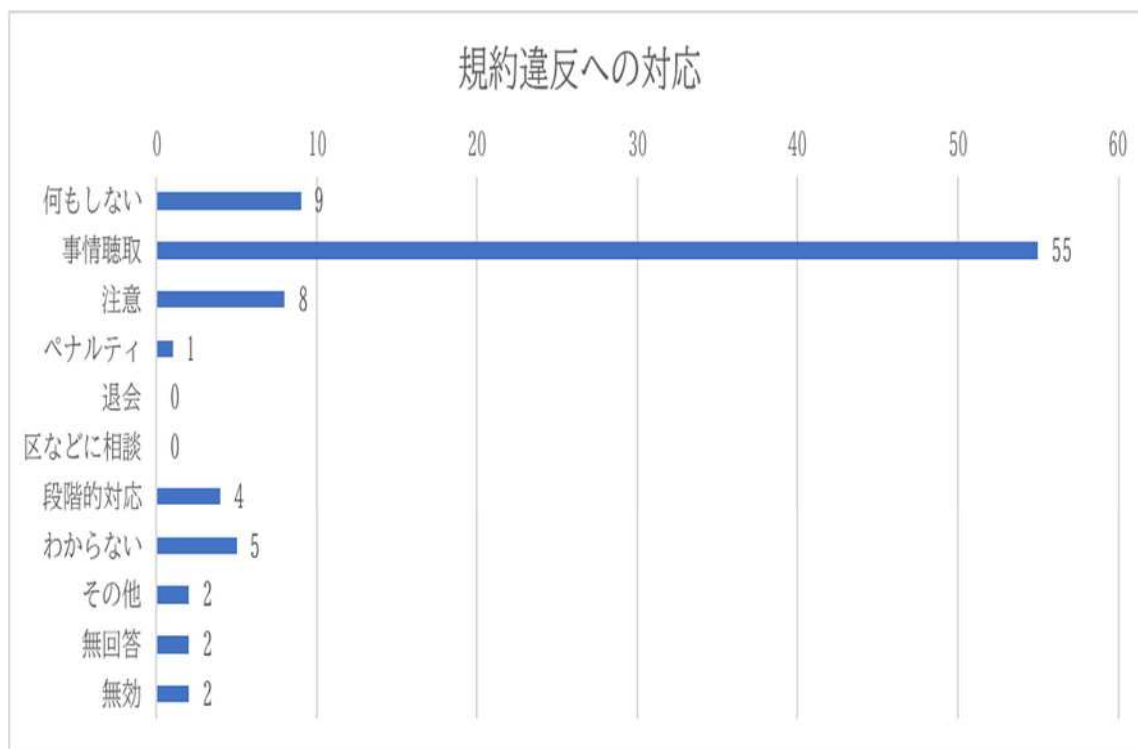
問 2 2 . あなたの団体の活動に関して、会員同士で、ある程度大きな対立や意見の衝突などがあつたら、どのように対応しますか。(当てはまるものひとつだけ)



最も多い回答は「役員を交えて話し合う」で47団体(53.4%)であった。次いで、「総会等で判断」が8団体(9.1%)、「執行部が裁定」が6団体(6.8%)、「本人同士の解決を促す」が5団体(5.7%)となっている。

このことから、会員間の対立が生じた場合、役員が関与して話し合いにより解決を図る団体が多いことが分かった。

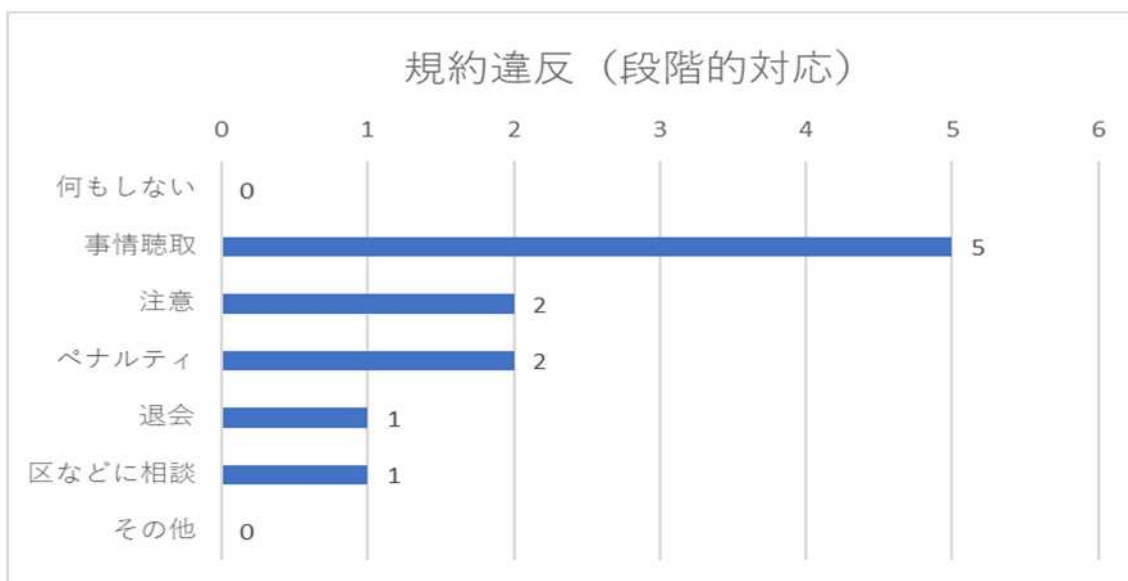
問 2 3 . あなたの団体の活動で、会員が会則や決まり事を守らなかった（活動の当番への不参加など）場合、どのように対応しますか。（当てはまるものをひとつだけ）



会員が会則や決まり事を守らなかった場合の対応について見ると、最も多い回答は「事情聴取」で55団体（62.5%）であった。

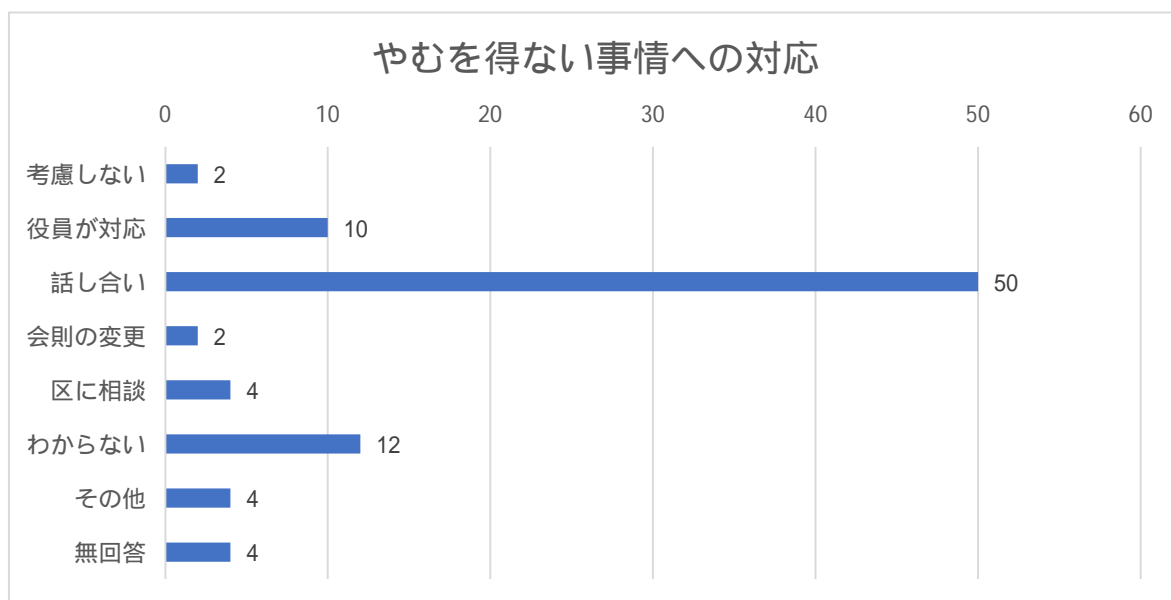
次いで、「何もしない」が9団体（10.2%）、「注意」が8団体（9.1%）となっている。このことから、町会・自治会では、会則違反があった場合、まず事情を確認したうえで対応する団体が多いことが分かった。

問23-1. 問23で「違反の回数などにより、段階的に対応する」と回答された方にお聞きします。その場合は実際どのように対応しますか。(当てはまるものいくつかでも)



会則や決まり事を守らなかった場合に段階的に対応すると回答した団体に、その具体的内容を尋ねたところ、最も多い回答は「事情聴取」で5団体(45.5%)であった。次いで、「注意」が2団体(18.2%)、「ペナルティ」が2団体(18.2%)、「退会」が1団体(9.1%)、「区に相談」が1団体(9.1%)となった。

問24. あなたの団体の会員が、会則や決まり事を守れない、やむを得ない事情を述べてきた場合、どのように対応しますか。(当てはまるものをひとつだけ)



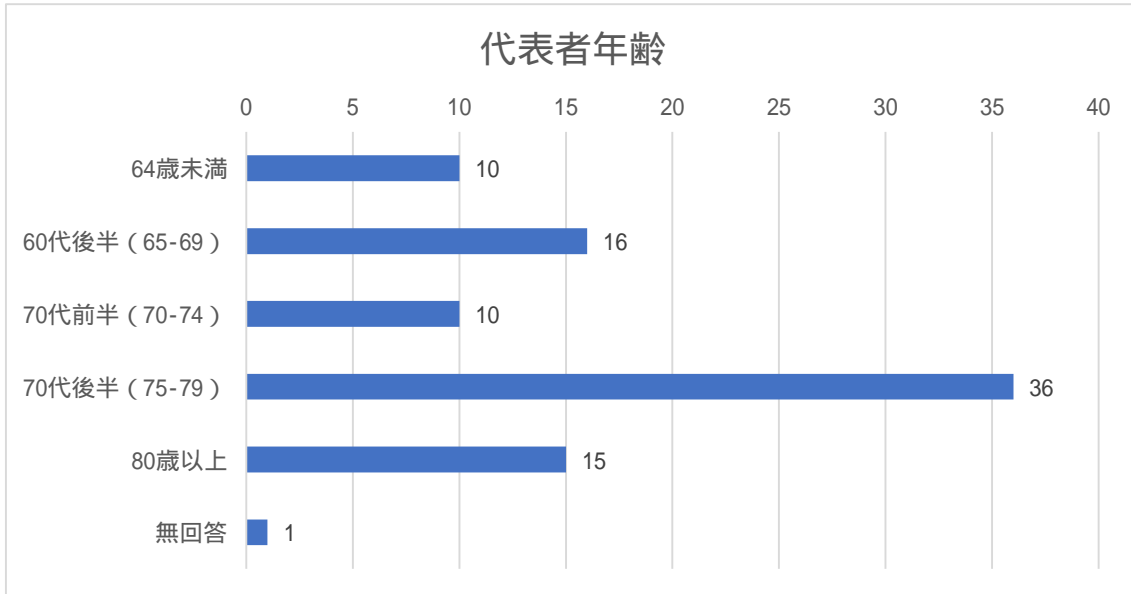
会員が会則や決まり事を守れないやむを得ない事情を述べてきた場合の対応について見ると、最も多い回答は「話し合い」で50団体(56.8%)であった。次いで、「役員が対応」が10団体(11.4%)、「わからない」が12団体(13.6%)となっている。このことから、町会・自治会では、やむを得ない事情がある場合には、話し合いにより柔軟に対応する団体が多いことが分かった。

問25 . あなたの団体について、他の同種の団体とは異なる独自性や長所、または特筆すべき事業や取組はありますか。もしありましたら、下記にご記入ください。 一部抜粋

他の同種の団体とは異なる独自性や長所、または特筆すべき事業や取組
町会活動を「楽しい」と感じる方法をよく話し合っ、活動やイベントに取り組む姿勢を大事にしている。
回覧をLINE公式で受け取る&町会事務所に町会費を持参する会員には、10軒程度の家町会費を集め回る班長の制度を免除
役員の交流の場を積極的に設けている。/月1回の町内イベントを目標にしている。
エクセルを用いた自作の複式簿記会計システムを使用して、町会内で全て公開している。
イベント、祭りなど地域の行事に多数の役員が参加して頂けます。
小学校の夏休み期間の7月の10日間、学校の校庭を利用して、芝生の上でラジオ体操を10年間継続している。毎回参加賞を出し、毎年1,000名前後の参加者が集まる。
総会や役員会時の議題や検討内容については、ペーパーレス化を実施。大型ディスプレイで内容を表示している。
イベントを増やすことにより、会員総互の親睦を図る機会を増やす。
町会には、14の部があり、(防火・防災・交通・文化・衛生・防災・広報・民生・青年・夫人・会計・宮総代・総務・地区委員)月に1度定例会を開催し問題点の有無を確認し各部で行動してます。
当町会は古くからの住民が多く、問題を解決するにも大きな反対もなく、意思疎通しやすい町会です。
少ない人数で運営するために、役員の役職を活動ごとの部長ではなく、担当長として担当カテゴリーで割り振りしている。/運営事務担当;総務、会計/生活安全担当;防火防災活動、防犯活動、交通安全活動/生活環境担当;リサイクル活動、保健衛生活動、文化社会活動

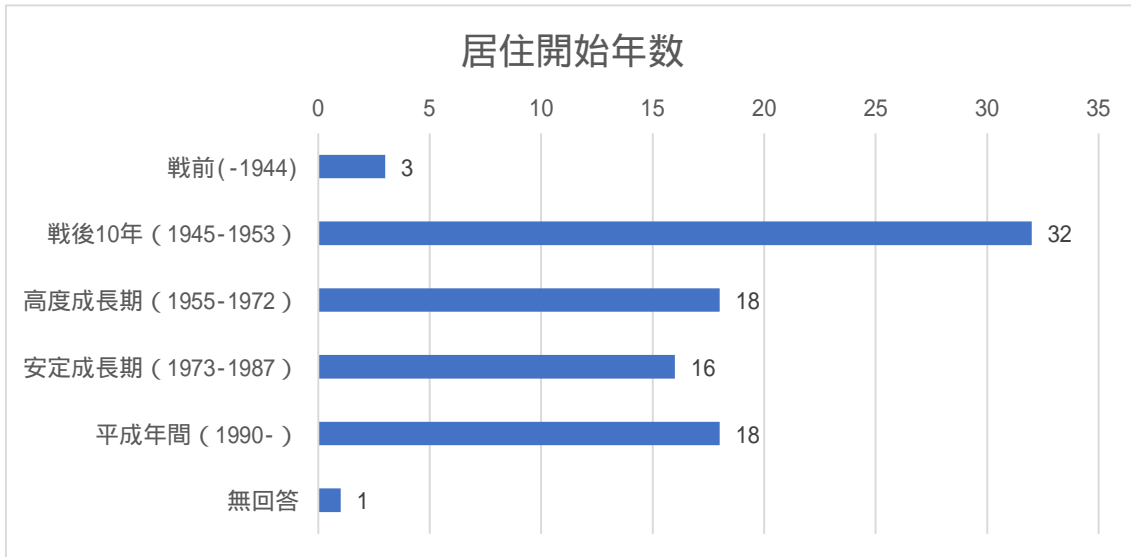
代表者の方についてお聞きします。

問 2 6 . 年齢はおいくつですか。(令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点)



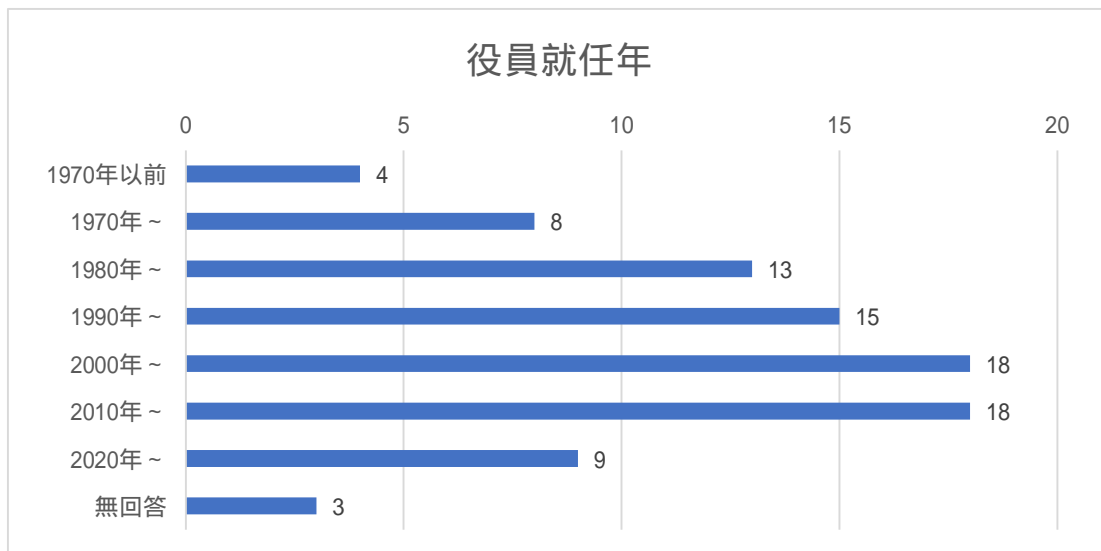
代表者の年齢についてみると、最も多い回答は「75～79歳」で36人(40.9%)であった。次いで、「65～69歳」が16人(18.2%)、「80歳以上」が15人(17.0%)、「70～74歳」が10人(11.4%)となっている。このことから、町会・自治会の代表者は70歳以上が中心となっていることが分かった。

問 2 7 . 今の団体のある地域に住み始めたのはいつ頃ですか。



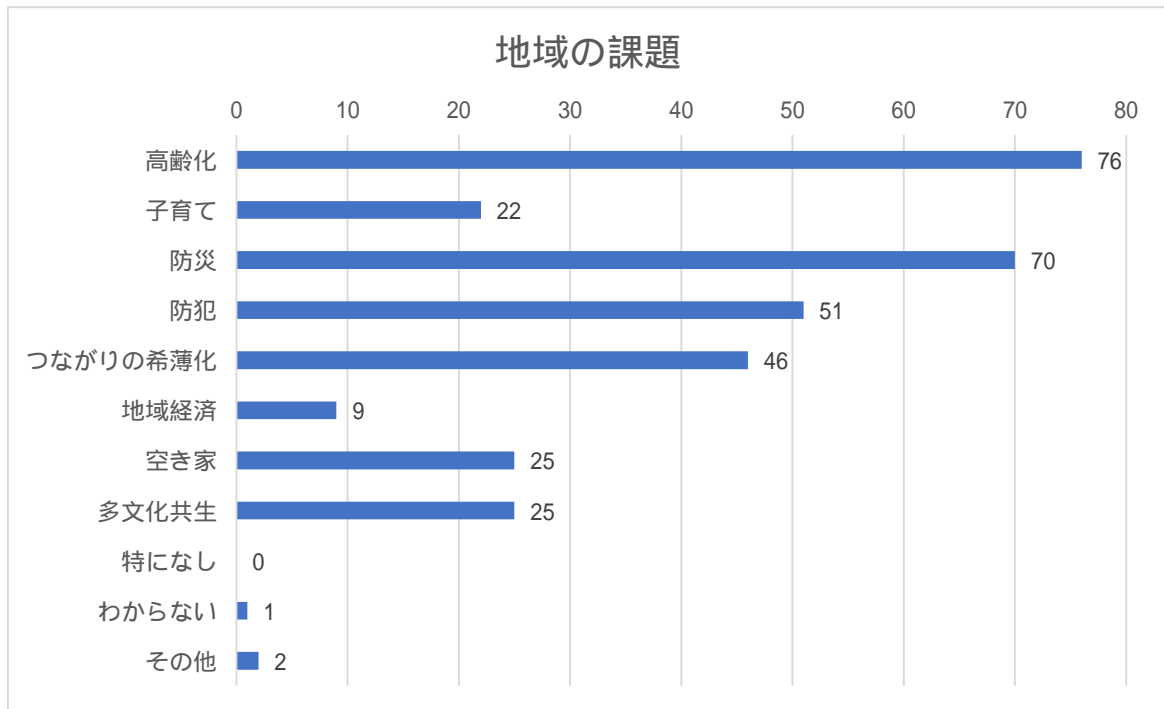
最も多い回答は「戦後10年(1945～1953年)」で32人(36.4%)であった。次いで、「高度成長期(1955～1972年)」が18人(20.5%)と「平成年間(1990年以降)」が18人(20.5%)、「安定成長期(1973～1987年)」が16人(18.2%)となっている。このことから、町会・自治会の代表者は、長期間地域に居住している人が多いことが分かった。

問28. 今の団体で役員になった(運営に携わるようになった)のはいつ頃ですか。



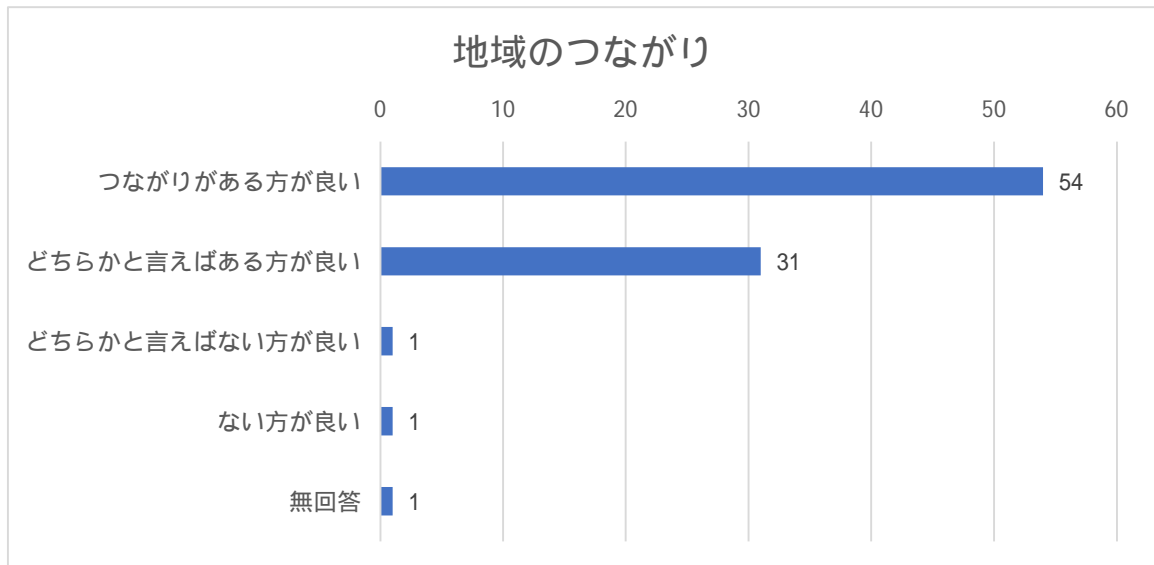
最も多い回答は「2000年代」と「2010年代」で18人(20.5%)だった。次いで「1990年代」が15人(17.0%)「1980年代」が13人(14.8%)となっている。このことから、町会・自治会の代表者は、比較的長い期間にわたり団体の運営に携わっている人が多いことが分かった。

問29. あなたが地域における課題で重要だと思うことは何ですか。(当てはまるものいくつかでも)



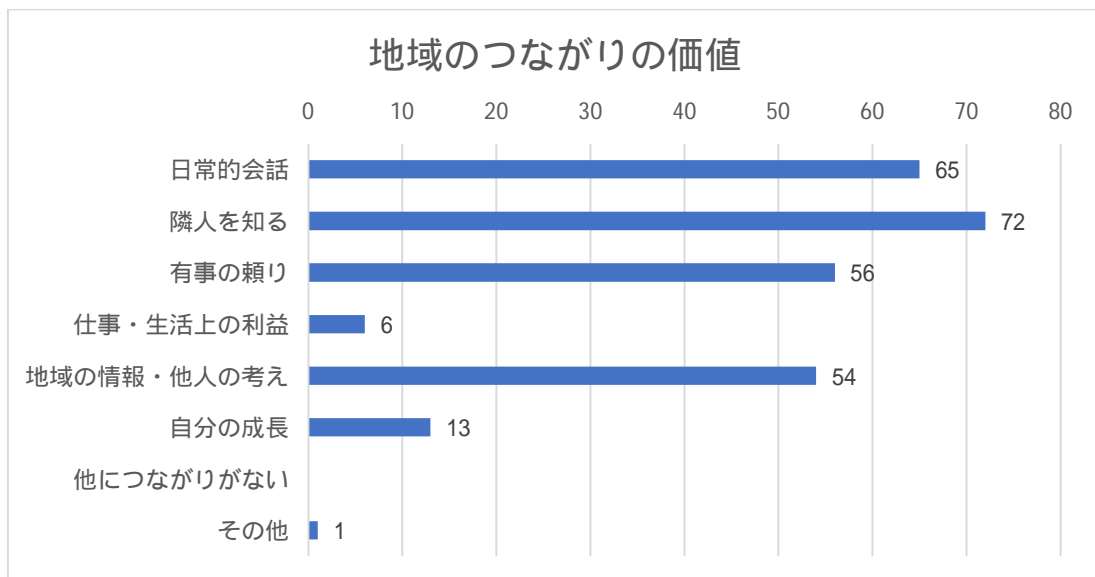
地域における課題について見ると、最も多い回答は「高齢化」で76人(86.4%)であった。次いで、「防災」が70人(79.5%)、「防犯」が51人(58.0%)、「つながりの希薄化」が46人(52.3%)となっている。このことから、町会・自治会の代表者は、地域の高齢化や防災・防犯といった地域の安全・生活に関わる課題を特に重要と認識していることが分かった

問30 . あなたは地域の人々とのつながりは、ある方が良いと思いますか。(当てはまるものひとつだけ)



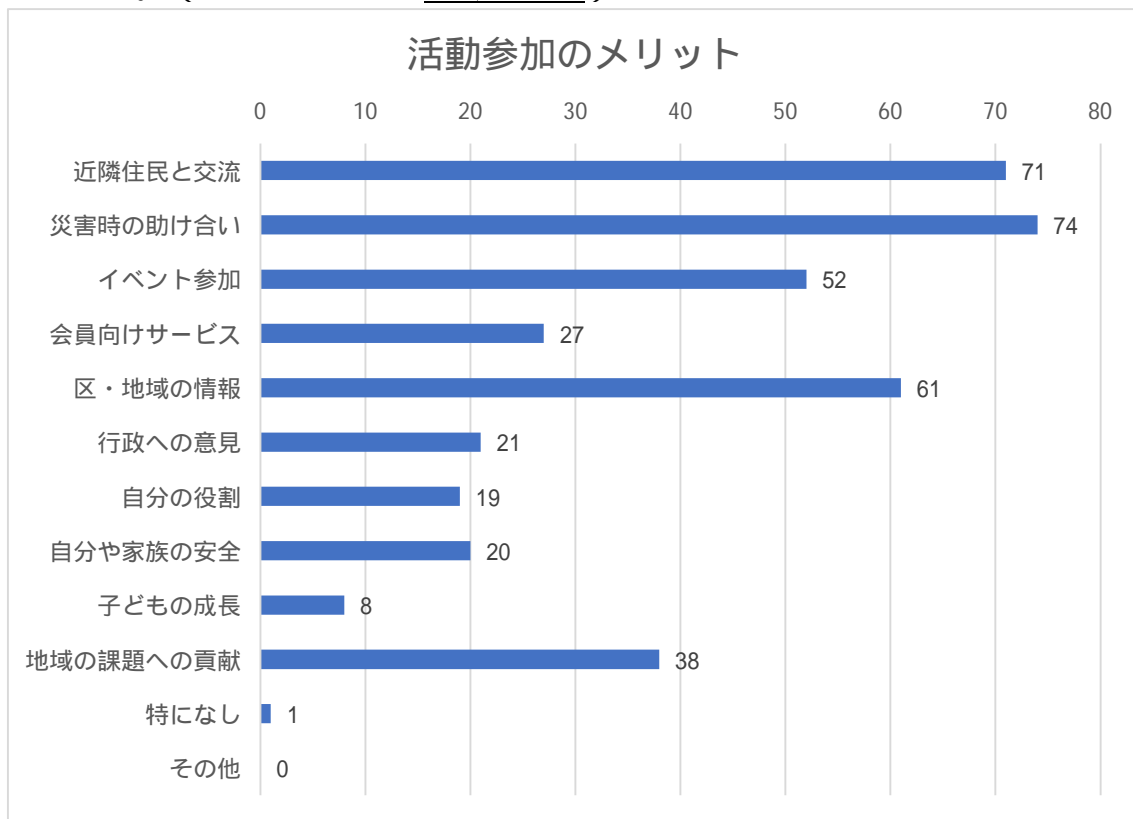
最も多い回答は「つながりがある方が良い」で54人(61.4%)であった。次いで、「どちらかと言えばある方が良い」が31人(35.2%)となっている。このことから、代表者の多くは、地域の人々とのつながりはある方が良いと考えていることが分かった。

問30 - 1 . 問30で「ある方が良い」もしくは「どちらかと言えばある方が良い」とお答えの方にお聞きします。地域の人々とのつながりがある方が良いと思う理由はどのようなものですか。(当てはまるものいくつでも)
あるから



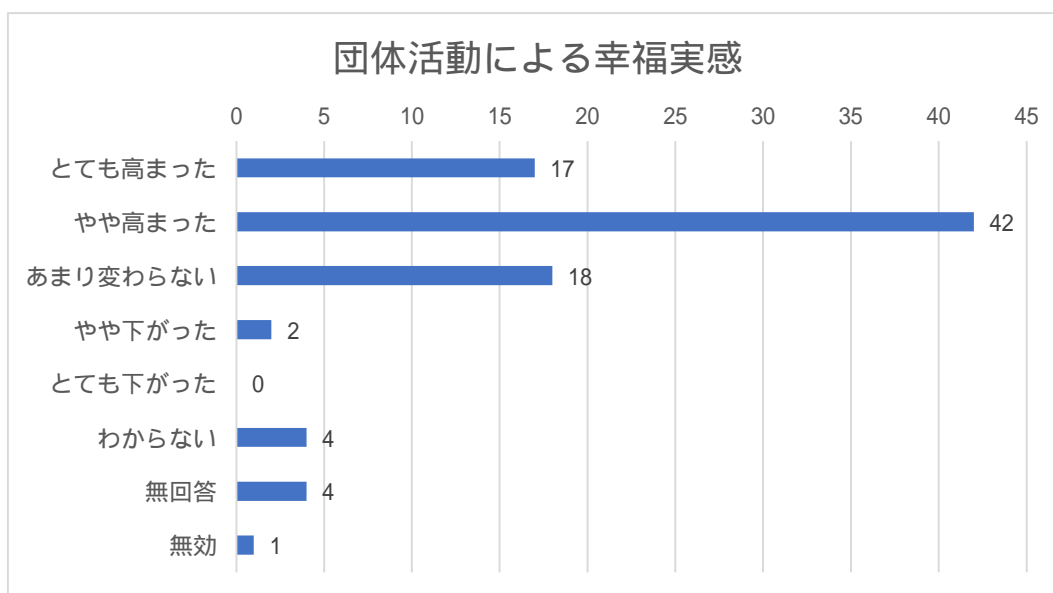
地域の人々とのつながりがある方が良い理由についてみると、最も多い回答は「隣人を知ることができる」で72人(81.8%)であった。次いで、「日常的な会話」が65人(73.9%)「有事の際に頼りになる」が56人(63.6%)、「地域の情報や他人の考え方がわかる」が54人(61.3%)となっている。このことから、地域の人々とのつながりについては、日常的な交流や有事の際の助け合い、地域情報の共有などの面で重要と考えられていることが分かった。

問3 1 . あなたの団体の活動に参加することで得られるメリットは何だと思
いますか。(当てはまるものいくつかでも)



町会活動に参加するメリットについてみると、最も多い回答は「災害時の助け合い」で74人(84.1%)であった。次いで、「近隣住民と交流」が71人(80.7%)、「区・地域の情報」が61人(69.3%)、「イベント参加」が52人(59.1%)となっている。このことから、町会活動は、災害時の助け合いや近隣住民との交流など、地域のつながりや相互扶助の面でメリットがあると認識されていることが分かった。

問3 2 . あなたの団体の活動への参加を通じて、あなた自身の幸福感(満足感・安心感・生きがいなど)は高まったと感じますか。(当てはまるものひとつだけ)



町会活動によって幸福感がどのように変化したかについてみると、最も多い回答は「やや高まった」で42人(47.7%)であった。次いで、「あまり変わらない」が18人(20.5%)、「とても高まった」が17人(19.3%)となっている。このことから、約7割弱の方が町会・自治会の活動を通じて幸福感が高まった(「とても高まった」「やや高まった」と感じている人が多いことが分かった。

各町会長・自治会長 様

荒川区福祉部高齢者福祉課長

シルバーパス購入費助成事業の実施について

日頃より荒川区の高齢者事業へご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。
荒川区では、高齢者の外出を促進し、健康寿命の延伸につなげるため、東京都シルバーパスを購入された方を対象として、区独自で購入費の一部を助成しております。
令和7(2025)年10月から開始した荒川区シルバーパス購入費助成事業について、令和8(2026)年4月以降も引き続き、助成を実施いたします。
事業の対象の方がお近くにいらっしゃいましたら、ご周知いただけますと幸いです。

記

1 対象者

- 荒川区に住民登録のある満70歳以上の方
- 東京都シルバーパス(有効期限が令和8(2026)年9月30日)を12,000円もしくは6,000円で購入し、保有している方
シルバーパスを1,000円で購入した方は対象外です。
すでに本助成を受けた方は対象外です。

2 助成額

- 11,000円(令和8(2026)年3月までに12,000円で購入した方)
- 5,000円(令和8(2026)年4月以降に6,000円で購入した方)

3 申請方法

郵送申請とオンライン申請のいずれか

4 申請に必要な書類

- シルバーパス購入時の払込受領書または申請者の名前が記載された領収書
- 本人確認書類、銀行口座等が確認できる書類のコピー等

【問合せ先】

荒川区高齢者福祉課高齢者福祉係 担当 荒川・大橋・保坂
電話 03(3802)3111 内線 3778

荒川区民の方

シルバーパス

4月以降に
購入した方にも
助成します！

の購入費を 助成します

対象者



有効期限2026年9月30日の
シルバーパスを

- (1) 令和8(2026)年3月までに
12,000円 で購入した方
- (2) 令和8(2026)年4月以降に
6,000円 で購入した方

(有効期間が半年未満のバス)

直近の合計所得金額が135万円超の方

※対象外

- 有効期限2026年9月30日の
シルバーパスを
1,000円で購入した方
直近の合計所得金額が135万円以下の方
- **すでに助成を受けた方**
(有効期限2026年9月30日のパスに
対する助成)

助成額

- (1) **11,000円**
- (2) **5,000円**

助成により、
自己負担額が
1,000円に
なります

申請してから口座に助成金が振込まれる
までに、およそ2~3か月かかります。

申請期限

令和8(2026)年9月30日

申請方法

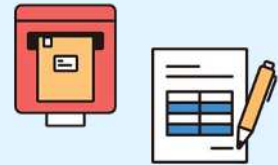
以下の **か** のどちらかの方法で
申請してください

① オンライン申請



区ホームページに
アクセスし、申請
フォームから申請

② 郵送申請



区ホームページ、区役所・区民事務
所・図書館・ふれあい館等の窓口
で配布する申請書で申請

- 申請についてご不明な点は、区報4月1日号・区ホームページ・相談窓口をご利用ください。
- 新年度シルバーパス(有効期限2027年9月30日)の助成金申請書類は、令和8(2026)年10月から区内施設等で配布予定です。

相談窓口

荒川区がん予防・健康づくりセンター 4階 (荒川区荒川2-11-1)

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 平日 8:30~17:15 ☎ 3802-3111 内線3778

各町会長・自治会長 様

荒川区福祉部高齢者福祉課長
成瀬 慶亮

高齢者向けデジタル相談窓口の開設について

日頃より、荒川区の高齢者事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
荒川区では、高齢者の皆様がスマートフォンやタブレットを使いこなし、日々の生活をより便利に、また行政サービスをスムーズにご利用いただけるよう、デジタル活用支援員による相談窓口を下記のとおり開設します。

スマートフォンの操作などでお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひこの窓口をご周知いただけますと幸いです。

記

1 設置期間

令和 8 年 4 月 1 3 日 (月) ~ 令和 9 年 3 月 3 0 日 (火)

2 会場

会場	曜日	時間
ひぐらしふれあい館	(月) ・ (木)	午前 : 9 時 ~ 正午 午後 : 1 時 3 0 分 ~ 5 時 予約不要
荒木田ふれあい館	(火) ・ (土)	
尾久ふれあい館	(金) ・ (日)	
石浜ふれあい館	(金)	

3 対象者

区内在住でおおむね 6 5 歳以上の方

4 内容

スマートフォンの操作方法や電子申請、電話・メール・LINE の使い方など、初心者の方にもわかりやすく丁寧にお教えします。

5 その他

高齢者スマホ購入費助成を令和 7 年度に引き続き令和 8 年度も実施します。
詳しくは別紙チラシをご参照ください。

【問合せ先】

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係
担当 小嶋・小野澤
電話 03 (3802) 3111 内線 2678



高齢者の初めてのスマホ購入で 最大3万円を助成します！

対象スマートフォンを初めて購入する65歳以上の方を対象に助成します。
スマホをお持ちでない方、ガラケーからスマホに買い換えを検討されている方は、
この機会にスマホを購入してみませんか。

申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)



助成対象者

荒川区に住所を有する満65歳以上で、下記の対象スマホを初めて購入する方
(令和9年3月31日時点)

iOS16以上 又は Android11以上 であり、
NFC認証機能(※1)及び音声入力機能が搭載されている機種

ガラケー(フィーチャーフォン)からの買い換え、
東京都公式アプリ「東京アプリ」未対応(※2) / NFC認証機能未対応のスマホからの買い換えも含まれます。

※1 マイナンバーカード等を読み取る、スマホを近づけるだけで通信ができる機能

※2 iOS15以下、Android10以下

助成額

上限 30,000円 (対象者1人につき1回限り)

助成対象経費

下記①～⑥の総額が助成対象経費となります。

店頭割引やクーポン等の適用後の金額が助成対象経費です。スマホ購入時に付随するものに限りです。

- ① スマホ本体購入費(データ通信契約をしたものに限り、1人につき1台まで)
- ② 充電器購入費(スマホ本体に同梱されていない場合、スマホと同時に購入した1個まで)
- ③ 契約事務手数料
- ④ アカウント設定料(Apple ID又はGoogleアカウントの設定費)
- ⑤ データ移行手数料
- ⑥ 店頭サポート費(月額サービスの場合は初月分に限る)

助成要件

荒川区が指定する協力店舗で購入すること(協力店舗は裏面を参照)

- ◆申請者が対象スマホを過去に購入したことがないか、購入店の確認を受けること
- ◆自ら使用する目的で対象スマホを購入し、通信契約を行うこと
- ◆購入する対象スマホはiOS16以上またはAndroid11以上であり、NFC認証機能及び音声入力機能が搭載されていること
- ◆購入店が開催するスマホ教室やこれに準ずる個別相談等(※3)において、下記を行うこと
 - ・「東京アプリ」「荒川区防災アプリ」のインストール
 - ・「東京都LINE公式アカウント」の友だち登録

※3 事業者(キャリア)により、有償となる場合があります。詳しくは各協力店舗へお問い合わせください。



申請までの流れ

下記の協力店舗にて、②～④を購入当日に実施します。

①協力店舗へ
電話などで事前の
来店予約

②協力店舗で
対象スマホを購入

③スマホ教室を
受講

④助成金の申請
(電子申請)

申請内容確認後、区が助成金を本人口座に振込みます。
(申請から2か月後目安)

必要な持ち物

助成金申請に必要な次のものをお持ちください。

- ✓ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ✓ 本人名義の通帳やキャッシュカード

※スマホ契約に必要な持ち物は、協力店舗までお問い合わせください。



協力店舗

必ず来店前にご予約ください。予約の際に、
「荒川区スマホ購入費助成利用」とお伝えください。

※下記の協力店舗以外での購入は助成対象となりません

NTTドコモ

ドコモショップ西日暮里店
荒川区西日暮里5-26-8
スズヨシビル 1F
西日暮里駅:徒歩1分
TEL 0120-656-360

ドコモショップ町屋店
荒川区荒川7-50-9
サンポップマチヤ 2F
町屋駅:徒歩1分
TEL 0120-777-200

ドコモショップ南千住店
荒川区南千住4-7-2
LaLaテラス南千住 2F
南千住駅:徒歩4分
TEL 0120-230-360

KDDI

auショップ日暮里
荒川区西日暮里2-19-10
KSビル 1F・2F
日暮里駅:徒歩1分
TEL 0800-700-0640

auショップ町屋
荒川区町屋1-3-7
町屋駅:徒歩3分
TEL 0800-700-0667

auショップ南千住
荒川区南千住4-7-1
BiVi 1F
南千住駅:徒歩2分
TEL 0800-700-0670

ソフトバンク

ソフトバンク西日暮里
荒川区西日暮里5-24-8
増田ビル 1F
西日暮里駅:徒歩1分
TEL 03-5615-5585

ソフトバンク町屋
荒川区町屋2-2-20
町屋駅:徒歩3分
TEL 03-5692-2300

ソフトバンク日暮里
荒川区西日暮里2-19-4
たちばなビル 1F・2F
日暮里駅:徒歩1分
TEL 03-5604-3551

ソフトバンクBiVi南千住
荒川区南千住4-7-1
BiVi 1F
南千住駅:徒歩2分
TEL 03-3803-1187

楽天モバイル

楽天モバイル町屋店
荒川区町屋1-4-3
町屋駅:徒歩3分
TEL 03-5901-9399

転売目的・虚偽申請
その他不正行為により
助成を受けた場合は、
全額返金していただきます。

《問合せ先》 荒川区 高齢者福祉課 高齢者福祉係
電話 03(3802)3111 内線2678



荒川区ホームページは
こちらから

7 荒防土第 6 1 4 2 号
令和 8 年 4 月 6 日
(公 印 省 略)

町会長・自治会長 各位

荒川区防災都市づくり部
土木管理課長 大木 浩

「第 16 回あらかわバラの市」のポスター掲示について（依頼）

日頃より、荒川区の花と緑のまちづくりにご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今年も恒例の「第 16 回あらかわバラの市」を開催する予定です。区では、区内生花店で特別価格のバラ花鉢の販売や、バラ花壇を巡るスタンプラリーなど、バラを中心とする催しにより「都電とバラの街」を PR し、地域の緑化を一層推進していくとともに、観光振興や商業振興にもつなげていきたいと考えております。

つきましては、この催しの開催について、区民の皆様に広く周知するため、ポスターの掲出をお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項 「第 16 回あらかわバラの市」ポスター掲出
- 2 掲出期間 ポスター配付日から令和 8 年 5 月 16 日（土）までのうち掲出可能な期間

問合せ 土木管理課維持みどり係
担当 八頭司・芹澤
電話 03-3802-4483



第16回 あらかわ

バラの市

2026.5.16(土) 9:30▶15:00
式典終了後販売開始

会場:町屋駅周辺

- 鉢バラと園芸資材の販売
- 京成バラ園芸(株)直売
- バラの育て方講習会
- サクソフォンカルテット演奏会
- あらかわバラの市盛り上げ隊コーナー
(バラと都電の関連商品の販売)
- 切り花販売

あらかわバラの市盛り上げ隊・バラ花壇 デジタルスタンプラリー

二次元コードを読み込んでデジタルスタンプラリーに参加し、
バラの市盛り上げ隊の各店舗等やバラ花壇を巡った方に、
荒川区立宮前公園で

ミニバラ

あらかわバラの市で使える
6号鉢バラ100円引券をプレゼントいたします。

詳しくは、
特設ページを
ご確認ください。



都電一日乗車券

バラの市開催日頃には、都電沿線のバラが
一斉に見頃を迎えます。都電一日乗車券を使って、
区内の美しいバラも見学しませんか？

※開催日当日は都電荒川線の混雑が予想されますので、一日乗車券をご購入される方は、
事前購入にご協力くださいますようお願いいたします。

主催/荒川区 問合せ/荒川区土木管理課 TEL03-3802-4483

協力/荒川生花商組合、京成バラ園芸株式会社、京成電鉄株式会社、東京都交通局、株式会社サンポップ

詳細はこちら



ボランティア団体 荒川バラの会

Facebook
はこちら



あらかわバラの市 会場案内図



ACCESS

- ①京成線「町屋」駅前
- ②都電荒川線「町屋駅前」停留場前
- ③東京メトロ千代田線「町屋」駅 2番出口前

3 手袋のみに
着せ替え

11 住み分けれる
まちづくりを

13 気候変動に
対応する計画を

15 緑の豊かさ
を増やす

荒川区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

7 荒防土第 6 1 4 4 号
令和 8 年 4 月 6 日

町会長・自治会長 各位

荒川区防災都市づくり部
土木管理課長 大 木 浩

あらかわ「緑・花」応援事業のポスターの掲示について（依頼）

春暖の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、当区の緑化事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、当区は、あらかわ「緑・花」応援事業の応募者を募集する運びとなりました。
つきましては、このことについて区民の皆様幅広く周知し、多くの方々にご参加いただくため、ポスターの掲示をしていただきたく、毎度のお願いで恐縮ですがよろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 依頼事項
あらかわ「緑・花」応援事業のポスターの掲示
- 2 掲示期間
ポスター配付日から令和 8 年 5 月末までのうち掲示可能な期間

問合せ 荒川区防災都市づくり部土木管理課
維持みどり係 八頭司、高橋
電話 0 3 - 3 8 0 2 - 4 4 8 3

あなたが大切に育てた「緑・花」を紹介していただけますませんか？

「緑・花」は住宅や共同住宅、店舗、事業所等で作くり育てられている花や緑をさします。



作品応募で自動エントリー!

応募頂いた方の中から、抽選で合計10名(各回5名)の方に「花と緑のギフト券」をプレゼント!

詳細はこちら



第1回応募期間 令和8年3月11日(水)～令和8年8月31日(日)

第2回応募期間 令和8年9月1日(火)～令和9年2月28日(日)

応募方法

電子申請による応募/電子申請フォームに必要事項を入力し、写真を添付して送信してください。

応募対象

荒川区内の住宅や共同住宅、店舗、事業所等で作くり育てられている花や緑
※盆栽やフラワーアレンジメント等の単体の緑花ではないこと。

応募はこちら



紹介場所(予定)

- ①ゆいの森あらかわ1Fエントランスでの展示
- ②都電荒川線の車内での展示
- ③荒川区役所本庁舎やゆいの森あらかわ等に設置されているモニターでの紹介
- ④荒川区ホームページ(季節ごとの「緑・花」写真もお送りください)
- ⑤その他区発行誌やSNSでの紹介

※展示時期等は、荒川区ホームページでお知らせします。
※希望者が多い場合(①～③については)、抽選になります。

問合せ

荒川区 土木管理課維持みどり係

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区役所北庁舎2階

電話03-3802-4483 FAX03-3802-6230 メールアドレス michi-midori@city.arakawa.lg.jp

7 荒教施第 1 3 0 9 号
令和 8 年 4 月 6 日
(公 印 省 略)

町会長・自治会長 各位

荒川区教育委員会事務局
教育施設課長 井上 千恵

学校施設用地の拡充に関する情報提供等について（依頼）

区の教育行政につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、教育委員会では、子どもたちが快適に安全に過ごせる学びやすい教育環境の整備に取り組んでいます。

しかしながら、区立の幼稚園、小学校及び中学校の多くには、限られた用地しか持たないため、校庭が狭く、子どもたちが元気に運動したり、遊んだりすることが厳しい学校施設も散見されるところです。また、築年数が経った学校施設の順次建替えが今後必要となります。

そこで、学校施設の用地の拡充のため、下記のとおりお願い申し上げます。趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

記

1 御依頼事項

- (1) 学校施設に接している土地等の売却等の情報があった場合は、教育施設課に御一報をお願いいたします。
- (2) 貴町会・貴自治会の関係者様が所有している、学校施設に接している土地等で、区への売却を御検討いただけるものがございましたら、教育施設課に御連絡いただきますようお願いいたします。

2 本件担当

荒川区教育委員会事務局教育施設計画担当課長 福木
荒川区教育委員会事務局教育施設課計画係 樋口 関口

3 本件連絡先

0 3 (3 8 0 2) 3 1 1 1 内線 3 3 2 3

7 荒地生第 3 5 2 5 号
令和 8 年 4 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

生涯学習課長 加瀬 雄大

令和 8 年度荒川コミュニティカレッジ第 1 6 期生
受講生募集のポスター掲示について(依頼)

平素から、区政に多大なるご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。
さて、この度「令和 8 年度荒川コミュニティカレッジ第 1 6 期生」受講生の募集を
いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠
に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らい
のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 概要

- (1) 募集内容 生涯学習センターが主催している年間講座「荒川コミュニティカ
レッジ」の令和 8 年度受講生を募集する。講座実施期間は、令和
8 年 5 月から令和 9 年 3 月まで。
- (2) 募集期間 令和 8 年 5 月 8 日(金)まで

2 ポスターの内容

「令和 8 年度荒川コミュニティカレッジ第 1 6 期生」
受講生募集ポスター A 4 版(添付の通り)

3 希望掲示期間

令和 8 年 5 月 8 日(金)までで可能な期間

< 問い合わせ >

地域文化スポーツ部生涯学習課生涯学習センター
担当者 檜原 康倫
電話 03 - 3802 - 2332

第16期集
生涯学習講座

荒川 コミュニティカレッジ

地域を知り、地域とつながる、大人の学び場



知る

荒川区の歴史や
地域のしくみを
学ぶ

魅力

施設見学やまち
あるきで身近な魅力
に気づく

発信

仲間と考え
地域に伝える

◆ あらかわ地域学習コース

受講期間 2026年5月～2027年3月(土曜日午前10時～正午)

会場 荒川区立生涯学習センター

対象 区内在住・在勤・在学の18歳以上

定員 30名(申込順)

費用 12,000円(年間)



詳細はこちら

※交通費・施設利用料などの実費
負担あり

託児 無料(定員若干名/生後6か月～未就学児) ※要相談

お問い合わせ

荒川区立生涯学習センター
〒116-0002 荒川区荒川 3-49-1

【電話】 3802-2332 (代表)
【FAX】 3802-3265
【Mail】 arakawa-c-c@city.arakawa.lg.jp

各町会長・自治会長 様

危機管理部地域防災担当課長
今村 均

令和 8 年度防災事業に関して (依頼等)

平素から区の防災事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今年度も下記防災事業に関する依頼等に関して、ご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 各町会・自治会における防災訓練

各町会で実施する防災訓練に関しまして、防災訓練実施計画書の提出や起震車予約の運営等、例年のお願いではございますが、引き続き下記要領の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

(1) 届出・申請手続き

防災訓練実施計画書 (3 枚複写)

訓練実施 1 か月前までに、消防署又は危機管理課に提出してください。

受付終了後、申請者控え (3 枚目) をお渡しします。

防災訓練資器材貸出・物資配布申請書

資器材の貸出や備蓄物資の配布を希望される場合は、防災訓練実施計画書と併せて、「防災訓練資器材貸出・物資配布申請書」もご提出ください。(電子メール可)

申請された資器材等は、原則として訓練直前の金曜日に、指定場所へお届けします。

(2) 起震車の予約

9 ~ 11 月の土日・祝日

繁忙期のため、**抽選**となります。

< 抽選申込から決定までの流れ >

希望日の 3 か月前の 5 日までに (5 日が休日の場合は次の平日まで)

危機管理課窓口またはお電話にてお申し込みください。

- ・申込区分：午前 (9 時 ~ 11 時 30 分) / 午後 (14 時 ~ 16 時 30 分) のいずれか
- ・1 団体・1 か月につき、1 回のみ抽選参加可能となります
- ・当選された団体様は、以降、年度内の起震車予約の申込をお控えください

申込締切日の翌日 (休日の場合は次の平日) に危機管理課にて抽選を実施します。

- ・抽選の立ち合いを希望される団体様は、申込締切日までに危機管理課までご連絡ください

抽選日の翌日までに、抽選結果を電話でご連絡します。

希望月	申込締切日	抽選実施日 (立ち会い可)	結果連絡
9 月	6 月 5 日 (金)	6 月 8 日 (月)	6 月 9 日 (火) まで
10 月	7 月 6 日 (月)	7 月 7 日 (火)	7 月 8 日 (水) まで
11 月	8 月 5 日 (水)	8 月 6 日 (木)	8 月 7 日 (金) まで

以外の時期（4～8月、9～11月の平日、12月～3月）

従来どおり、予約は**先着順**となります。希望日の3か月前の1日から予約可能となりますので、事前に危機管理課にお電話をいただき、空き状況をご確認ください。



区のイベントでの出展等により、起震車の抽選申込・予約ができない日があります。区HPで随時更新していますので、あらかじめご確認いただくようお願いします。

区HP二次元コード

2 避難所開設・運営訓練

区では、いつ発生するかわからない大地震に備え、発災時に速やかな一次避難所の開設・運営を行うことができるよう、防災区民組織と連携した避難所開設・運営訓練を実施しています。各町会・自治会におかれましては、引き続き御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、実施にあたっては、危機管理課各地区担当が調整させていただきます。

<スケジュール（例）>

- ・3か月前 危機管理課による、各町会・自治会長、学校との実施日程
- ・2か月前 第1回事前打合せ（訓練案の提示、参加者の顔合わせ）
- ・2週間前 第2回事前打合せ（訓練内容の最終確認）
- ・当日 訓練実施

上記はあくまでも一例であり、避難所の規模や各町会・自治会とのご相談に応じて進めてまいります。

3 町会等防災士資格取得助成金事業の紹介

今年度より町会・自治会に加入し、所属町会の町会長・自治会長から推薦された方を対象とした防災士資格取得の助成制度（全額補助）を開始します。各町会・自治会から最大2名まで助成ができますので、地域防災の中心を担っていただける方の御推薦をお待ちしております。

詳細については**別紙チラシ**をご参照ください。

4 その他

- （1）防災訓練中に事故等があった場合は、速やかに消防署又は危機管理課へご連絡ください。
- （2）危機管理課からお貸しした資器材については、事前に危機管理課へご連絡いただいた上で、区役所分庁舎（旧防災センター）へご返却ください。

平日のご返却にご協力をお願いします。

- （3）「防災訓練資器材貸出・物資配布申請書」の提出が訓練直前となった場合や、備蓄物資の在庫状況により、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ先】

危機管理部 危機管理課 防災事業係

電話 03-3802-3111 内線 417・418

メール kikikanrika-jigyoukakari@city.arakawa.lg.jp

防災訓練実施計画書 (区保存用)

実施日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
実施場所	荒川区 丁目 番 号 _____ ◎使用許可等 必要 不要				
参加予定	人	参加機関			
訓練内容 該当する ところに ○をして ください。	①初期消火訓練 (消火器・三角バケツ・可搬ポンプ・スタンドパイプ) ②通報訓練 ③避難訓練 (出発地 ~ 到着地) ④応急救護訓練 (包帯法・心肺蘇生・AED) ⑤煙体験訓練 ⑥救出救助訓練 ⑦給食給水訓練 ⑧起震車体験訓練 ⑨講演会・懇談会等 ⑩その他 ()				
消防署 職員	要 職員 車両 ()	名	否		
上記のとおり訓練を実施します。 令和 年 月 日 荒川区長殿 団体名 _____ 代表者住所 荒川区 丁目 番 号 氏名 _____ 連絡先氏名 _____ ☎ ()					
区担当		消防署担当		受付日	
課長	担当 課長	係長	地区 担当	指導員	

2 ページに続く(消防用)

防災訓練実施計画書 (消防署用)

実施日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
実施場所	荒川区 丁目 番 号 _____ ◎使用許可等 必要 不要				
参加予定	人	参加機関			
訓練内容 該当する ところに ○をして ください。	①初期消火訓練 (消火器・三角バケツ・可搬ポンプ・スタンドパイプ) ②通報訓練 ③避難訓練 (出発地 ~ 到着地) ④応急救護訓練 (包帯法・心肺蘇生・AED) ⑤煙体験訓練 ⑥救出救助訓練 ⑦給食給水訓練 ⑧起震車体験訓練 ⑨講演会・懇談会等 ⑩その他 ()				
消防署 職員	要 職員 車両 (名	否		
上記のとおり訓練を実施します。 令和 年 月 日 消防署長 殿 団体名 _____ 代表者住所 荒川区 丁目 番 号 _____ 氏名 _____ 連絡先氏名 _____ ☎ ()					
区担当		消防署担当		受付日	

防災訓練実施計画書 (申請者控)

実施日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
実施場所	荒川区 丁目 番 号 _____ ◎使用許可等 必要 不要		
参加予定	人	参加機関	
訓練内容 該当する ところに ○をして ください。	①初期消火訓練 (消火器・三角バケツ・可搬ポンプ・スタンドパイプ) ②通報訓練 ③避難訓練 (出発地 ~ 到着地) ④応急救護訓練 (包帯法・心肺蘇生・AED) ⑤煙体験訓練 ⑥救出救助訓練 ⑦給食給水訓練 ⑧起震車体験訓練 ⑨講演会・懇談会等 ⑩その他 ()		
消防署 職員	要 職員 車両 ()	名	否
(注意) ①承認、許可等が必要な場所で訓練を実施する場合には使用にあたっては条件を遵守してください。 ②訓練は安全に十分に配慮して実施してください。 ③訓練計画についての変更や訓練中に事故等があった場合には、速やかに区防災課または消防署へ連絡してください。 ④訓練で火気を使用する場合には必ず完全に消火しているかを確認してください。 上記の訓練計画を確かに受領いたしました。			
区担当	消防署担当	受付日	

防災訓練資器材貸出・物資配布申請書

町会・自治会名	
ご担当者氏名	
ご担当者連絡先	() -
訓練実施日	令和 年 月 日 ()
物資配達日	原則として、訓練実施直前の金曜日に配達いたします。 事情により他の日程を指定する場合ご記入ください。 月 日 ()
配達希望時間	配達希望時間の区分に○をしてください ・午前10時～12時 ・午後1時～3時 ・午後3時～4時
配達先	荒川区 丁目 番 号 () - 様宅 / 町会会館 /

希望する資器材に☑を付け、必要数量をお書きください

バーナーセット _____ セット	災害用トイレ _____ 基
(炊き出し用)	バルーンライト _____ 基
発電機 _____ 台	赤バケツ(本体) _____ 個
水消火器 _____ 本	赤バケツ(蓋) _____ 個
水消火器について、消防署で用意できるか事前に確認をお願いします。	
用意ができない場合は区役所でご用意いたします。	
その他 ()	

希望する備蓄物資に☑を付け、必要数量をお書きください

備蓄物資につきましては、区が備蓄している物資のうち、賞味期限が近い物資を提供します。
時期によって提供可能品目に変更がございますので、詳細は危機管理課宛にご連絡ください。

アルファ米(炊出用) <50食一括/箱> (令和8年12月末) _____ 箱	ビスケット <60食/箱> (令和8年7月末) _____ 箱
梅がゆ <50食/箱> (令和8年12月末) _____ 箱	ビスコ <60食/箱> (令和8年12月末) _____ 箱
白がゆ <50食/箱> (令和8年12月末) _____ 箱	飲料水500mL <24本/箱> (令和8年7月17日期限) _____ 箱
ロングキープブレッド <50本/箱> (令和8年9月末) _____ 箱	携帯トイレ(個包装) <200個/箱> _____ 箱
	梅(個包装) <200個/箱> _____ 箱

令和8年4月1日現在

お問合せ 荒川区危機管理課 防災事業係
荒川区荒川2 - 2 - 3 (区役所3階)
03 - 3802 - 3111 (内線 418)

事務処理欄	
受取者	
日付	/
管理番号	

地域防災を
担う!!

あら坊



防災士 にな りませんか!?

中学生・高校生の方!
各町会・自治会に所属する方!

防災士資格の取得費用を全額補助!

主な要件

【補助金を利用できる方】

荒川区内に在住し、次の1~2のいずれかに該当する方

1. 中学生・高校生の年齢の方
(12歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方)
2. 区内の町会・自治会に所属し町会長・自治会長から推薦された方(各町会・自治会2名まで)
(裏面の推薦書にご自身が所属する区内の町会・自治会長の記名をもらい、申請書と一緒に提出ください)

【補助の対象】

- 防災士研修センター等が実施する講座の受講料
- 防災士の資格を取得するための試験に係る受験料
- 防災士の認証登録料

※防災士研修センター等への講座申込み前に、補助金申請手続きが必要です。

(詳しくは危機管理課までお問い合わせください)

【申請書】

区のホームページまたは危機管理課窓口にてお渡しいたします。

お申込み先・お問い合わせ先

荒川区危機管理部危機管理課 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
☎03-3802-3111 (内線418)

詳しくは右の二次元コードから
ホームページをご覧ください👉



別記第2号様式（第7条関係）

推薦書

年 月 日

荒川区長

推薦者

組織名称

氏 名

連絡先

次の者を、荒川区防災士資格取得支援補助金交付要綱第7条の規定により、防災士資格取得支援候補者として推薦します。

ふりがな 氏名	
生年月日	
住所	荒川区
町会・自治会名 及び役職	

町会・自治会についてのアンケート

荒川区政の参考資料として活用するため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

Q1 町会・自治会名 _____

二次元コードからも回答できます

Q2 会員数 _____ 世帯

(マンション等の集合住宅の場合、1棟1会員ではなく、
可能な限り実加入世帯数をご教示下さい。)



Q3 町会・自治会費 _____ 円(月額・年額)

Q4 会費の徴収方法(当てはまるもの全てに)

1. 対面での徴収
2. 銀行振込
3. 自動振替
4. QRコード決済
5. その他(具体的に: _____)

Q5 町会掲示板の基数 _____ 基

Q6 町会掲示板の今年度改修数 _____ 基(_____ 月頃改修予定)

Q7 町会回覧板の所有枚数 _____ 枚

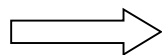
Q8 町会事務所(会館)を所有していますか。(いずれかに○)

1. 所有している (Q9へ)
2. 所有していない(Q10へ)

Q9 町会事務所(会館)を所有している町会のみ、お伺いします。

(1) 令和7年4月~令和8年3月までの間に、町会事務所(会館)の廃止や引越しなどがありましたか。(いずれかに○)

1. なし
2. 廃止・閉館
3. 新築・引越し



(新住所)
荒川区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
(電話)
_____ (_____)
(新築又は引越しを行った時期)
_____ 年 _____ 月

(2) 町会事務所(会館)の新築、改修及び修繕のご予定がありますか。(いずれかに○)

1. 今年度中(令和8年度)に実施予定
2. 来年度中(令和9年度)に実施予定
3. 2~3年後に実施予定
4. 4~5年後に実施予定
5. 当面予定はない

ご予定がある場合、簡単な概要をご記入下さい。

(3) 町会事務所(会館)の居室等の貸出を行っていますか。(いずれかに○)

1. 貸出を行っている ((4)、(5)へ)
2. 貸出を行っていない(Q9へ)

(4) おもにどのような用途で貸出をされていますか。(例: 会の会議、勉強会...など)

(5) 賃料(使用料)を徴収している場合、おいくらでしょうか。(例: 1,000円/時間...など)

Q10 町会の法人化をしていない町会のみ、お伺いします。

今後、町会を法人化のご予定はありますか。(いずれかに○)

1. 今年度中(令和8年度)に実施予定
2. 来年度中(令和9年度)に実施予定
3. 2~3年後に実施予定
4. 4~5年後に実施予定
5. 当面予定はない

Q11 役員会は、いつ・どのタイミングで開催されていますか。

(例: 毎月15日の日中帯、第3水曜日の夜間帯など)

Q12 デジタル化の課題・現状について、お答えください。(当てはまるもの全てに)

1. 活用したいが、何をどのような手順で活用すればいいのか分からない
2. 活用したいが、デジタル活用を担える人材がない
3. 活用したいが、役員や会員からの賛同が得られない
4. 高齢者が多いため、デジタル活用を進めたとしても、使いこなせる人が少ない
5. 現状のやり方で問題なく進んでいるため不要
6. その他(具体的に:)

Q13 デジタル化の取組みについて、お答えください。（当てはまるもの全てに ）

活動内容	導入済	検討中	予定なし
1. ホームページの開設			
2. 電子メールの活用			
3. グループLINEの活用			
4. LINE公式アカウントの活用			
5. Instagram(インスタグラム)の活用			
6. X(旧Twitter)の活用			
7. YouTubeの活用			
8. Tiktokの活用			
9. リモートでの打合せ(zoomなど)			
10. 町会会館にインターネットを導入(Wi-Fi、ひかり回線等)			
11. その他(具体的に:)			

(1) 上記の設問で、LINE公式アカウントを「導入済」の町会に質問です。

その現状について近いものをお答えください。（当てはまるもの全てに ）

1. 回覧板やイベント案内など、主にメッセージ発信を活用している
2. リッチメニュー、申込フォームなどを活用している
3. 導入はしているが、ほとんど使っていない
4. その他(具体的に:)

Q14 若い世代に加入してもらおうための取組みはありますか。（当てはまるもの全てに ）

1. 特になし
2. 若者が参加しやすいイベントの実施
3. 町会運営のスリム化、会員の負担軽減
4. 電子回覧板の導入などによるデジタル化
5. 町会の取組み紹介などによる運営の見える化
6. 町会加入のメリットを案内するなどのPRを実施
7. その他(具体的に:)

Q15 若手の町会員が主体となって活動している事業はありますか。(いずれかに○)

1. ある(具体的に:)
2. ない

Q16 外国人住民との関わりにおける課題・現状について、お答えください。(当てはまるもの全てに)

1. 外国人住民とのコミュニケーションが難しく、町会・自治会への加入につながらない
2. 外国人住民に町会・自治会活動について理解を得るのが難しい
3. 外国人住民との間でゴミ出し等の地域や町会のルールに関するトラブルが発生している
4. 外国人住民に対する災害時の情報伝達に不安がある
5. 町会・自治会内で多文化共生の推進について理解が得られない
6. 特に課題はない
7. その他()

【1～5を選んだ場合、具体的なエピソードがある場合はご記入ください】

(具体的に:)

Q17 町会・自治会が抱える課題について、お答えください。(当てはまるもの全てに)

1. 役員の高齢化が進んでいる
2. 活動の担い手の不足・固定化
3. 町会・自治会に加入しない住民が増えている
4. 町会・自治体からの脱退者が増加している
5. 町会・自治会活動について住民の理解や関心が薄い
6. 行政からの依頼事項の負担が増加している
7. 活動資金が不足している
8. 町会・自治会館などがなく、活動拠点の確保が難しい
9. デジタル化を進めようとしても町会全体に中々浸透しない
10. その他(具体的に:)

期 限：令和8年4月30日(木)まで
提出先：各区民事務所長、荒川地域担当係長

アンケートは以上でございます。
ご協力ありがとうございました。

令和8年度町会・自治会に対する主な助成金について

～昨年度からの主な変更点～

夏季(5月1日～10月31日)に実施するイベントの助成金を申請する場合、熱中症対策費用を上限2万円まで実費で補助します

町会・自治会に所属し、会長から推薦を受けた方の防災士資格取得にかかる費用を全額補助します(各町会・自治会から最大2名まで)

1 町会事務事業助成

種類	補助額	備考
基礎額	1,000 世帯未満 12万5千円	平成23年度から、基礎額を一律10万円アップしました。
	2,000 世帯未満 13万円	
	2,000 世帯以上 13万5千円	
世帯割	@360円×世帯数	-

2 町会イベント助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 通常イベント事業	10万円×2回	2/3	盆踊り、子供会、餅つき大会等
(2) 大規模イベント事業	20万円	-	通常イベント事業のうち、事業費が50万円を超える大規模イベントの特例として限度額を20万円に拡大
(3) 次世代育成事業	10万円×1回	2/3	先進町会の視察、デジタル化研修等
(4) 熱中症対策事業	通常イベント及び次世代育成事業は2万円、大規模イベント事業は4万円	10/10	・夏季(5月1日～10月31日)に実施するイベントで、上記(1)(2)(3)を申請する場合、熱中症対策費用を上限2万円まで実費で補助 ・対象は、大型扇風機、ミストファン、ネッククーラー、ファンベスト、飲料水など熱中症対策に資するもの全般
(5) 食品を取り扱う、不特定多数の方を対象とする事業	1施設等につき2万4千円(5施設等まで)	10/10	保健所の指導に基づき、必要となるテナント類及び給排水設備

上記(4)(5)は単独では申請できません。(1)(2)(3)とセットで申請していただきます。

上記(5)を申請する場合、各区民事務所長、荒川地域事務係長まで事前にご相談ください。

- 【 】この他、東京都の「地域の底力発展事業助成」において、初回のみ補助率 10/10、次年度以降 1/2、限度額 24 万円の助成制度もあります。
(補助対象にならない経費があります。)
- 【 】「防災・節電活動」、「高齢者等の見守り活動」、「デジタル活用支援」に繋がる事業については、常に補助率 10/10 となります。
(例) 防災訓練、節電に関する講習会、高齢者向けサロン、
SNS による町会イベント配信、SNS 使い方教室等の開催等
- 【 】補助率 1/2 となる事業の場合でも、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」に繋がる事業については、助成率 10/10 となります。
(例) 防災訓練のチラシを外国語でも作成し、外国人住民に参加を呼びかけ

3 町会法人化助成 (認可申請に係る総会開催費、登録免許税相当額、登記費用等)

種類	限度額	補助率	内容
(1) 一般登記助成	45 万円	1/2	区長の認可を得て法人格を取得することにより、不動産登記等が可能。
(2) 特例登記	100 万円	1/2	平成 27 年の地方自治法改正により創設された特例登記に対する助成制度。

4 町会事務所建設等助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 建設、増改築、修繕	1000 万円	1/2	・令和元年度から限度額 500 万円アップ ・事業費 100 万円以上
(2) 冷暖房設備設置	30 万円	3/10	・事業費 30 万円以上
(3) 福祉関連設備設置	160 万円	4/5	・事業費 30 万円以上
(4) 利子補給制度	60 万円 年度あたり	-	・平成 26 年度から実施 ・10 年間以内で、最高 300 万円まで

(1)、(2)、(3)を合計した補助限度額は 1000 万円です。

限度額 1000 万円に達した場合、10 年間は新たな補助を受けることができません。

既に建替資金を金融機関から借り入れ、返済中の借入金に係る利子についても、申請した年度分から、利子補給の対象となります。

金融機関とは銀行・信用金庫・信用組合であって、ローン会社は含みません。

5 町会事務所建設等助成（宝くじ助成）

種類	限度額	補助率	内容
(1) 町会事務所の建設 (新築又は建替え)	1500万円	3/5	-
(2) 地域活動用備品の購入 または修繕	250万円	10/10	・事業費 100万円以上 ・助成事例：印刷機、放送機材、発電機、 町会が所有する神輿、山車等

東京都を經由して(財)自治総合センターに申請しますが、要件を満たしていても必ず助成されるものではありません。

6 防災区民組織運営助成

- ・[基礎額] 4万円
- ・[世帯割] @40円×世帯数(住民登録世帯数)
危機管理課の事業ですが、地域つなぐ課の町会事務助成事業と併せて交付します。

7 地区町会連合会研修助成（各地区町会連合会に対する助成）

種類	内容
(1) 宿泊研修助成	・グリーンパール那須までの往復の借上げバス代(補助率 10/10) ・グリーンパール那須宿泊費の半額助成 (宿泊費の助成対象は1町会当たり3名分とする)
(2) 日帰り研修助成	・借上げバス代全額(補助率 10/10)
(3) 町会実務担当者向け 研修会への助成につ いて	・地区町会連合会が、次代の町会指導者となる実務担当者を対象 とした研修の助成 ・実務担当者向け研修会をきめ細やかに実施するため、借上バス代の ほか、講師謝礼や会場使用料等も助成対象 ・限度額 10万円(補助率 10/10・年1回)

(1)(2)はどちらか一方のみ

8 町会掲示板修繕助成金（29年度から令和8年度まで実施予定）

- ・1基あたり上限 50,000円 町会事務事業助成と一緒に交付します。

9 弁護士等への法律相談等にかかる助成金

- ・町会が抱える法律的な側面を持つ課題や問題点を効果的に解決するため、弁護士等への相談等にかかる費用の一部を助成します。
- ・町会等の保有する土地及び建物並びに各種の権利に関する弁護士等への法律相談等で、次に掲げる要件を全て満たす場合に、助成の対象とします。
町会等の総意に基づく法律相談等であること。

町会等の健全な活動の妨げになる事案に係る法律相談等であること。

個人的な紛争に係る法律相談等でないこと。

・限度額 170万円(年1回)

法律相談にかかる法律相談料や事件着手に際して要する着手金、裁判に至った場合の裁判上・裁判外の手数料など、各々の項目ごとに助成限度額を設け、各々の項目全てにかかる経費の合計額に対して、170万円までを助成上限とします。

10 デジタル活用促進支援補助金

【目的】

デジタルを活用した情報発信、情報共有に取り組む町会・自治会に対し、SNS やインターネット月額料金等にかかる費用を助成します。公式 LINE やホームページ等による地域情報の発信、町会活動の共有等、様々な場面でデジタルを活用していくことで、地域活動がさらに充実されることを目的とした助成金です。

【交付要件】

次のどちらかに該当すること。

- (1)町会等の活動及び地域の情報をウェブサイトまたはSNSで発信している、または予定であること。
- (2)町会等の活動に供することを目的として、インターネット環境を導入している、または予定であること。

【補助金額】

1町会あたり年間6万円(補助率 10/10)

【対象経費】

公式 LINE やインターネット通信料などの月額使用料、インターネット導入に係る工事費など

11 その他(地域つなぐ課以外の主な助成制度)

名称	内容	問い合わせ先
(1)私道照明灯助成	【私道照明灯維持管理補助金】 ・私道照明灯に係る年間電気料金を補助	土木管理課 管理係(内線 2711)
	【私道照明灯工事助成】 ・私道照明灯工事を区が実施して譲渡	土木管理課 設備係(内線 2736)
(2)集団回収支援金	・報奨金 6円×回収量(kg) ・支援金基礎額(年額) 60,000円 ・世帯割額(年額) 180円 × 世帯数 集合住宅の町会の世帯割額(年額) 84円	清掃リサイクル推進課 啓発指導係(内線 449)

<p>(3) 防犯カメラ補助制度</p>	<p>防犯カメラ新設補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/24 (例: 1 台 48 万円の防犯カメラを設置した場合、2万円) 防犯カメラ維持管理補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/6 (例: 1台6千円で保守点検した場合、千円)</p>	<p>生活安全課 生活安全係(内線494)</p>
<p>(4) ボウフラ駆除事業</p>	<p>・駆除薬剤 1 個につき 10 円 ・ただし、12,000 円を上限とします。</p>	<p>生活衛生課 環境衛生係(426)</p>
<p>(5) ねずみ駆除事業</p>	<p>・ご協力謝礼として 2,000 円 (薬剤配付実績にかかわらず、回覧板を通した取りまとめに対しての謝礼金) ・駆除薬剤 1 個につき 10 円</p>	<p>生活衛生課 環境衛生係(426)</p>
<p>(6) 防災士資格取得支援補助金</p>	<p>【助成額】 防災士資格取得助成に係る金額を全額補助</p> <p>【助成対象】 満 18 歳以上で荒川区内に住んでおり、町会・自治会に所属し、会長から推薦を受けた者</p> <p>【交付を受けた者の責務】 ・避難所開設・運営訓練に参加し、災害時の避難所運営に協力すること ・町会・自治会が実施する防災訓練や防災イベントへの参加をはじめ、主体的に地域防災力の向上に貢献するよう努めること</p>	<p>危機管理課 防災事業係(418)</p>

荒川区町会実務担当者研修会 「公式LINE活用情報交換会」



荒川区町会連合会（事務局：荒川区区民生活部地域つなぐ課）は、「持続可能な町会運営の実現」を目指して、町会・自治会のデジタル化を進めており、令和8年2月28日に公式LINE活用情報交換会を開催しました。当日は19町会、36名が参加し、大盛況となりました。

司会者挨拶

東京ケーブルネットワークが会を進行

荒川区・文京区・千代田区のケーブルテレビ事業者であるTCNは、2015年より町会活動を支援する冊子『町会見聞録』を発行、近年は自治体と連携してデジタルを活用した課題解決に取り組んでおり、研修会のファシリテーションを務めました。



<東京ケーブルネットワーク（TCN）による会の進行>

主催者挨拶



<荒川区町会連合会事務局、荒川区区民生活部地域つなぐ課岸課長（当時）より挨拶>

「持続可能な町会運営の実現」に向けた研修会

全国的に町会の担い手不足や高齢化が課題となっている中で、荒川区町会連合会では、平成24年度から「持続可能な町会運営の実現」を目標に、町会の次世代を担う実務担当者を一堂に集めた研修会を重ね、今回が14回目になります。

町会のデジタル化推進のため、現在、町会の公式LINE導入に注力しており、各町会内でコンテンツを充実させることで、町会加入者の促進や新たな担い手の獲得につながればと思っています。町会のデジタル化は「進んでいる町会」と「まったく進んでいない町会」の二極化してきています。ですが、決して無理強いする形ではなく、できる町会から始めて、そのうち隣の町会を見て「デジタル化が進んでいるあの町会、こんなに発展したのか、じゃあ我々もやらなければ」と広がっていくことで、持続可能な町会運営が実現すると考えています。

荒川区町会連合会は、担い手不足解消に向けたデジタル化として、「町会公式LINEの導入」を推進しています。現状は、進んでいる町会と未着手の町会に二極化していますが、無理強いせず、成功事例が隣の町会へと自然に伝播していく「波及効果」による拡大を目指しています。

公式LINE活用事例

CanvaとAIを活用してスムーズな情報発信を実現

(ひぐらし文化会)

公式LINE運用を始めてまだ1年程で、昨年こちらの研修会に参加して高度な運用をされている方の事例をお聞きして、まずはできるところからやっというところから昨年4月から自治会費を集めるタイミングでお友達募集をして、現在のお友達登録者は約130名です。



<ひぐらし文化会の水津様>



配信している内容は、紙の回覧板と同じ内容や区のお知らせを配信したり、イベント終了後には楽しそうな写真を載せて「ご協力ありがとうございました」とお礼と報告をしたり、自治会員の活動報告も掲載しています。夏のお祭りの時には、役員以外の方にも隙間時間でお手伝いしていただけないか、ボランティア募集も行いました。ボランティアの反応は期待ほどではありませんでしたが、お祭りの露店の案内を当日LINEで告知したところ、短時間で完売し、確かな集客効果を感じました。来年度は、防災イベントなどにもLINEを活用して参加を促し、世帯間の交流をさらに増やしたいと思っています。

リッチメニューのデザインやお祭りのチラシなどは、無料のデザインツール「Canva」を使って私が制作しています。テンプレートに沿って文字を入れていくだけで整ったチラシが出来上がるので、仕事でもプライベートでもCanvaを愛用しています。

LINEのメッセージ作成では、丁寧さと親しみやすさのバランスに悩む時はAIのChatGPTやGeminiを使って表現を整えています。CanvaとAIを活用することでアウトプットはストレスなく出来ています。配信作業は私が担当していますが、運用は4名のチームで行っていません。掲載するネタの提案や、資料集め、文章の相談など、配信前に協力してもらえるので、逆に分担するよりもスムーズにやれているのではと思っています。



LINE運用開始から約1年で、登録者は約130名に。配信内容は回覧板情報のほか、行事報告やボランティア募集などで、お祭りの露店告知では短時間で完売し、集客効果を上げています。制作には無料ツール「Canva」やAI（ChatGPT、Gemini）を活用し、4名のチーム体制で役割を分担しながら、スムーズな情報発信を進めています。

月一回以上のLINE配信により町会DXを実現

(南千住六丁目日本町会)



<南千住六丁目日本町会の尾林様>

私たちは、LINEは「入口」、ホームページは「情報の倉庫」と考えています。ホームページに年間行事や祭りの情報、ごみ出し、防災、防犯などを整理して掲載し、月1回以上はLINE配信することで、住民がホームページにアクセスして自分で情報を取りに行くよう促しています。ただ、私たちもまだ始めて1年も経っていないので、効果はこれからに期待しています。LINEのおかげで夏のラジオ体操の参加率が向上しましたし、お祭りの時にはホームページに神輿巡行ルートを地図で載せ、当日LINEで「今日はここを回りますよ」と配信したところ、住民からご好評をいただきました。

当町会では、「デジタル推進室」を新設し、4名体制で運営しています。デジタル化を進めるにあたり、私たちの町会では、ホームページを先に作り、ホームページへの流入を促すために公式LINEを導入していった形です。LINEも、まずは役員だけでテスト運用を行い、配信の内容を見ながらアイデアや意見を出し合い、ブラッシュアップしていきました。最終的に町会の回覧板に二次元コードを貼り、町会全体に広めていきました。ただ、高齢者などデジタル化に不慣れな方々にも配慮し、アナログの回覧板とLINEを併用して運用しています。



ホームページの更新やLINEの配信内容やタイミングを一人で悩まないように、チームで取り組み、分担しながらやっています。あとは、「まねる」は「まなぶ」ということで、他町会や他業種のホームページやLINEを参考にし、ITスキルを向上していきたいと思っています。

4名体制の「デジタル推進室」を新設し、デジタルを活用した情報発信や運営の効率化・省力化に取り組む町会DXを目指しつつ、アナログの回覧板も併用で運用しています。LINEの活用でラジオ体操の参加率が向上、お祭りでは神輿の現在地をリアルタイム配信し好評を得ました。チーム全体で、他団体の事例を「まねるは学ぶ」でスキルアップを図っています。

グループワーク

事例発表後は、50分間のグループワークを行い、各町会の導入状況や活用方法、お悩みなどを情報共有しました。



グループワーク後は、情報交換した内容の発表があり、すでに導入済みの町会と、これから導入を検討する町会の双方から、多くの実践的な意見が共有されたので、まとめて報告します。

●公式LINE導入の現状について



多くの町会がすでに公式LINEを導入しており、「情報伝達の効率化や若手の参加促進に効果を実感しています」と語っていました。導入検討中の町会の中には、「若手の加入促進や情報伝達の改善になれば」と今回の研修を機に導入を決定した町会もありました。「まずはやってみようか」という前向きな姿勢が広がっていました。また、LINEは高齢者も含めすでに幅広い世代が使っているアプリであるため、操作方法を覚える必要がない点も評価されていました。

●活用方法とその効果について



イベントの案内、回覧板の代替、会議資料の事前共有などに活用している町会が多かったです。「会議時間が2時間から1時間に短縮されました」「写真や動画を使って告知することで楽しそうな雰囲気が伝わり、イベント参加者が増えた」「祭りでクーポンを配布して参加者増加につながった」など具体的な事例も報告され、LINEを活用することで、これまで情報が届きにくかった層にも情報が届くようになったという声もありました。

また、ユニークな活用方法として、LINEで「町会費回収のお知らせ」を送り、町会費を住民に持参してもらう方式に変更したという町会があり、役員の負担軽減になっているとのことで、会場内に驚きの声が上がっていました。

●運用体制における課題



運用の体制については、担当者数名で行う少人数派と、4名以上のチームで行う大人数派がありました。少人数で運営した場合、「意思決定が早い」「管理がしやすい」というメリットがあり、デメリットは「属人化しやすいため、担当者が倒れると止まってしまう」とのことでした。大人数で運営した場合は、担当者の代替が効くメリットがある一方、「情報共有が難しい」「世代間で認識差が出る」などのデメリットが挙げられました。

その他、担当者が単独で業務を担っているケースも複数報告され、「役員全体のデジタル教育が必要」という意見が多かったです。

●配信内容に関する悩み



公式LINEを始めてみたものの「毎月、何を配信すればいいのかわからない」という声が複数の町会からありました。今回、紙の回覧板をLINEでも配信し、お祭りやイベントのお手伝い募集、天候による開催中止・順延などに活用しているという他町会の事例も多数報告されたため、「まずは真似してやってみて、改善しながら慣れていくしかないですよ」と前向きな共通認識が生まれていました。

町会のデジタル化に役立つセミナーを実施予定

「町会の公式LINEを新たに始めてみたい」といった町会から「アカウントは作ったけれどまだまだ使いこなせていない」といった町会まで、荒川区町会連合会では、各町会の進み具合に合わせたセミナーを今後も実施予定です。こんなセミナーをやってほしい、などありましたらお気軽に荒川区町会連合会事務局までお問合せください。

【お問い合わせ先】

荒川区町会連合会事務局

住所：荒川区荒川2-2-3 荒川区役所3階地域つなぐ課内

電話：03-3802-3111（内線2513）

町会・自治会デジタル化推進助成

デジタル技術を活用して情報の伝達や共有を行うことができる電子回覧板やQRコード決済等を用いた町会費の徴収を支援します

電子回覧板

●対象経費

電子回覧板の利用に伴う

- ①初期（設定）費用
- ②システム利用料

●導入例

LINE公式アカウント、いちのいち、
デジ町町内会LINE、Yumicom など



会費徴収の電子化

●対象経費

町会費の徴収に電子決済を利用するのに必要な

- ①初期（設定）費用
- ②サービス利用料
- ③決済手数料

※電子決済 QRコード決済、
クレジットカード決済 など

●導入例

PayPay、楽天PAY



会費徴収の電子化について、
対面での集金をオンライン化したい、
町会費徴収をオンラインで完結させたい、といった
町会・自治会のニーズをカバーするため、

QRコード以外のキャッシュレス決済
（クレジットカード決済など）にも対象を拡充予定

R 8年度の概要

【対 象】 都内に所在する単一町会・自治会

【助成率】 助成対象経費の10/10

※最長12か月とし、

申請があった年度の4月1日から3月31日まで

(例) 令和7年度に令和7年10月～令和8年3月(6か月)
で申請している場合

⇒ **令和8年度には6か月分の申請が可能**

【募集スケジュール】 5月頃募集予定

注意事項

【電子回覧版】

- 情報共有や一斉の情報発信が可能なアプリケーションが対象
- 初期費用として独自アプリ等の開発費やサービス運用のためのパソコン等の機器は助成対象外
初期費用とは、電子回覧板として事業者が提供しているサービスに係る初期導入費用等を指す
- HPのサーバー利用料や運用委託費用は助成対象外

【会費徴収の電子化】

- 会費徴収の電子化の導入は、町会費の徴収に伴う決済に限られます。
イベント等での物品販売やサービス提供に伴う金銭や募金における金銭の授受等は対象外

災害への備えは地域のつながりから

「町会・マンション みんなで防災訓練」のご案内

つながりをつくる4つのイベント

DAY1

合同打合せ

顔合わせや
防災訓練に向けた
打合せを
行います

DAY2

事前レクチャー

災害時における
つながりの重要性
などについて
学びます

防災訓練

AED訓練、簡易トイレ
の使い方など
体験を通じて
学びます

DAY3

振り返り

防災訓練を振り返り、
今後のマンションと
のつながりの継続を
検討します

東京都から派遣する専属担当者が、町会とマンションの合同防災訓練をコーディネートします。

ポイント1

「マンションに声をかけたが、理解を得るのが難しい」
「連携するマンションが見つからない」などお困りの町会・自治会の皆さま
事前にご相談ください

マンションとの橋渡しをサポートします

- ◎コーディネーターが、マンション管理組合等へ事業趣旨の説明を行い、参加に向けた理解促進を図ります。
- ◎連携先となりうるマンション管理組合等を紹介します。

ポイント2

合同防災訓練で使用する
防災資機材の購入費用を

最大20万円助成します

ポイント3

防災訓練参加者に

**500東京ポイント
を贈呈**

ポイント4

連携マンションは

簡易トイレやエレベーター用防災キャビネット等の
防災備蓄資機材の購入費用を補助(補助率10/10)する
「東京とどまるマンション普及促進事業」の利用が可能(予定)

対象団体: 都内に所在する単一町会・自治会

申請期間: 令和8年4月1日(水)から11月30日(月)まで

詳細はHP



「町会・マンション みんなで防災訓練」

つながりづくりをサポートする多様な訓練を用意

必須訓練



炊き出し訓練



AED訓練



携帯トイレの
使い方



日常備蓄の
方法

推奨訓練



初期消火
訓練

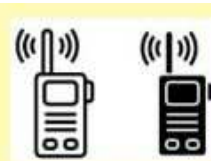


防災街歩き
訓練

資機材活用訓練



生活継続に使用する
資機材訓練
(投光器・発電機)



情報連絡訓練

防災資機材の購入費用を最大20万円助成します

(例)トイレ訓練

- ・マンホールトイレ
- ・テント など



(例)安否確認訓練

- ・安否確認マグネット
など



※つながり継続のため、次年度以降も合同防災訓練の実施が条件

町会・マンションの声

多くの町会・マンションから「つながりを作ることができた」との声をいただいています

- 町会とマンションがつながる良いきっかけになった。
- 来年度以降も防災訓練を継続して実施していきたい。
- 町会の防犯パトロールに、マンションも参加することになった。
- ほかのマンションにもつながりを広げていきたい。

【問合せ先】

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

03-5388-3166

「町会・マンション みんなで防災訓練」
防災訓練を通じた
町会・マンション 連携事例集
(抜粋)

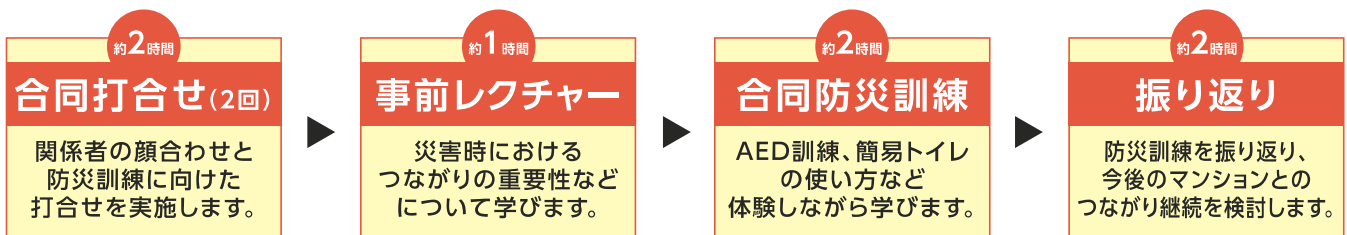


3月上旬にHPにアップ予定

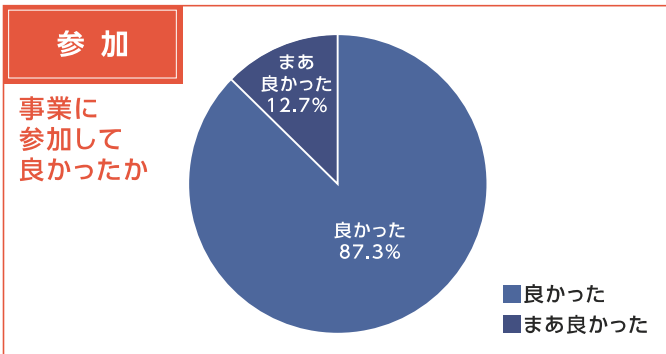
令和6年度の取組と振り返り

東京都では、合同防災訓練等を通じた町会・自治会とマンションのつながりの構築・強化を図るため、町会・自治会が近隣のマンション等と合同で開催する防災訓練の打合せから振り返りまでを支援しました。

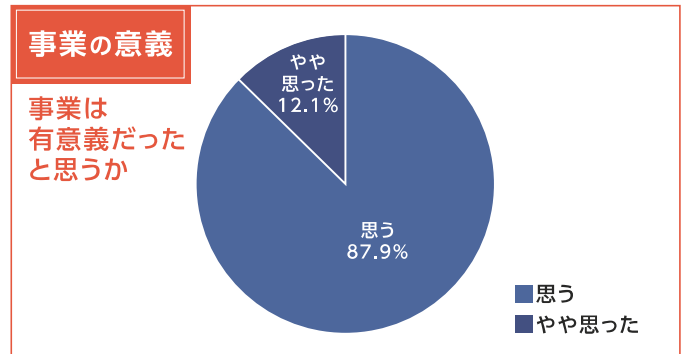
事業の流れ



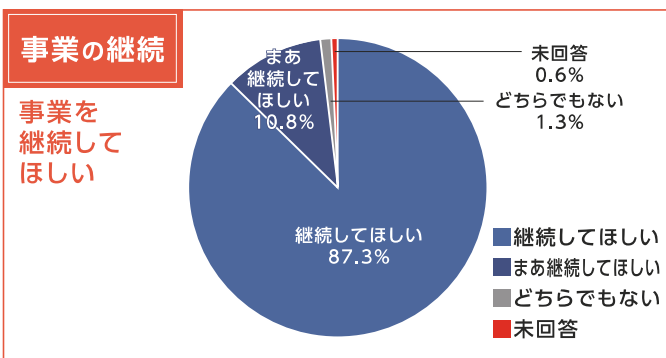
[アンケート結果] 多くの町会・自治会とマンションで、つながりの構築や強化に役立ちました。



良かったが100%となっている



意義があると思ったが100%となっている



継続してほしいが98.1%となっている



参加者の声

- 町会とマンションでグループLINEを作成し、情報共有や意見交換が活発になった
- マンションの人と顔見知りになり、街中で顔を合わせると挨拶するようになった
- 町会の備蓄品の保管場所を、マンションに相談することができた
- マンション管理組合で「防災会」組織の新設検討。町会との勉強会を実施することになった

合同打合せ～事前レクチャー（防災講話）

申請決定

合同打合せ

事前レクチャー
(防災講話)

合同防災訓練

振り返り

「合同打合せ」(2回) ※令和7年度から1回

概要

町会・自治会とマンション等の顔合わせや防災訓練の企画・準備のために合同打合せを実施しました。第1回では、合同防災訓練の全体像の検討を行いました。第2回では、第1回で検討した合同防災訓練の内容を決定するとともに、町会とマンションのつながり構築方法について検討しました。

実施内容と成果

第1回 合同打合せ

「防災訓練について検討」

- 実施日時と場所
- 訓練メニュー
- 告知チラシ、周知方法
- 関係部署との調整方針 など

第2回 合同打合せ

「防災訓練の決定」 「つながり構築方法の検討」

- 町会・マンションそれぞれの課題の抽出
- 共助による解決策の検討
- 防災訓練への落とし込み など



こんな意見がありました

- 町会とマンションがお互いの備蓄品や設備を知ることで、災害時に相互利用ができるのではないかと
- 子どもが防災訓練に参加できるように、体験型のプログラムを実施したい

区市町村や消防署の協力も

防災訓練の実施は、区市町村や消防署の協力が不可欠です。事前に、計画等について相談することで、スムーズな訓練実施が可能になります。

「事前レクチャー（防災講話）」

概要

防災訓練の前に、町会・自治会及びマンション双方の住民に対し、防災の備えや共助の重要性について、専属担当者がレクチャーを行いました。また、共同ワークとして「HUG」を実施し、町会とマンション住民のつながりづくりを促進しました。

実施内容と成果

動画視聴

町会・自治会とマンションがつながることの必要性重要性について動画を視聴



防災講話

- マンションにおける共助
- 地域における共助
- 町会・自治会とマンションがつながることの意義・効果について

共同ワーク

町会・自治会とマンションが混合のグループに分かれて、避難所運営ゲーム(HUG)を実施。積極的にコミュニケーションをとりました。

参加者は

- 共同ワークを通じて、町会・自治会とマンションの参加者同士で活発な意見交換が行われました。
- 今後もこのような図上訓練の形を変えて継続して実施したい、との意見もありました。

避難所運営ゲーム(HUG)とは

避難者の状況が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図に配置しながら、避難所運営を疑似体験するゲームです。



合同防災訓練

申請決定

合同打合せ

事前レクチャー
(防災講話)

合同防災訓練

振り返り

「合同防災訓練」

■概要

合同防災訓練は、町会・自治会とマンション管理組合等の住民が参加しました。町会・自治会や管理組合等の意見を聞き取り、多くの人に参加いただけるよう工夫をしました。訓練メニューは、町会・自治会及びマンションのつながり構築に有効であり、参加者にとって有意義な内容となるよう、必須訓練とその他訓練を組み合わせ実施しました。

////////// 訓練内容 //////////

- [必須訓練] 炊き出し訓練 AED訓練 携帯トイレの使い方 日常備蓄の方法
- [推奨訓練] 初期消火訓練 防災街歩き訓練
- [その他訓練] 起震車、煙体験ハウス、蹴破り訓練など(町会・自治会から希望があれば実施)



炊き出し訓練

アルファ化米を使用して、災害発生時にどのように食べられる状態に戻すか、学びます。



必須訓練



AED訓練

消防署と連携し、AEDの使い方を実際に体験しながら学びます。



携帯トイレの使い方

自宅のトイレや段ボールトイレを使った簡易トイレの使用方法を学びます。



日常備蓄の方法

「防災備蓄ナビ」を活用して、備蓄品やローリングストックの方法について学びます。



■AED訓練、初期消火訓練、防災街歩き訓練、起震車訓練、煙体験ハウスなどは、区市町村や消防署の協力を得て実施しました。



初期消火訓練

消防署と連携し、消火器や
消防施設（スタンドパイプ）の使い方を学びます。



推奨訓練



防災街歩き訓練

災害発生時に危険となる場所や物、災害時の緊急避難所のほか、災害救助に役立つ施設や防災資源を発掘します。



こんな訓練も行いました

蹴破り訓練



マンションの
ベランダ仕切り板を
実際に蹴破り、
避難する方法を
学びます。



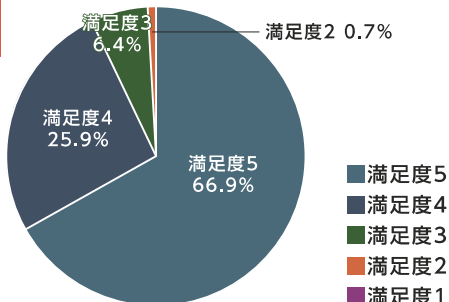
告知チラシを 作成してPR

訓練内容や
スケジュールを記載した
周知チラシを作成し、
参加を働きかけました。



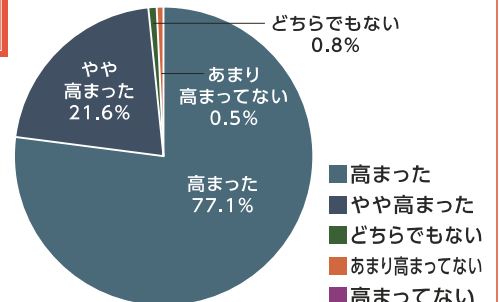
【アンケート結果】 双方の住民で、防災意識やつながることについて意識が高まりました。

満足度



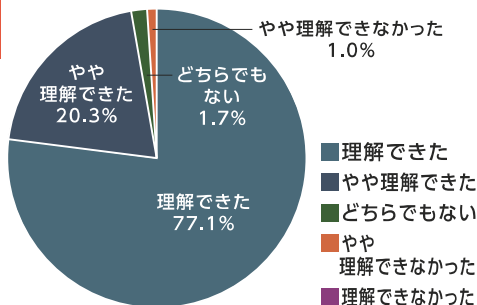
評価5～4で、92.8%の評価となっている

防災意識の高まり



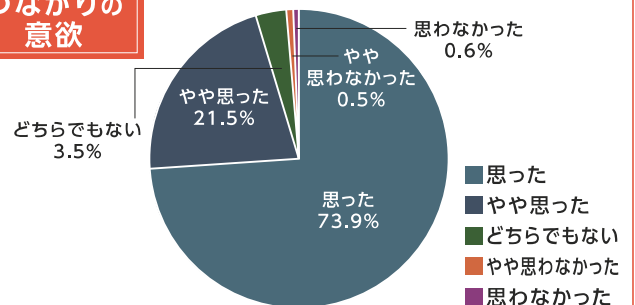
98.7%が防災意識が高まったとなっている

つながりの理解



97.4%がつながりの必要性・重要性を理解している

つながりの意欲



95.4%がつながりを持ちたいと思っている

参加者の声

●住民同士の協力が大事だと感じた ●今回だけでなく、継続していきたい



葛飾区 東新小岩7丁目町会

連携先マンション

- ①コスモ新小岩Ⅱ管理組合
- ②ライオンズマンション新小岩第10管理組合

世帯数

【町会】1,040世帯【マンション】①23世帯、②37世帯

インタビュー:竹本会長、川島副会長

「マンションとのつながりのきっかけに」

【実施内容】

令和6年

- 12月22日(日) 第1回合同打合せ

令和7年

- 1月26日(日) 第2回合同打合せ
事前レクチャー
- 2月23日(日) 合同防災訓練
- 3月16日(日) 振り返り

【特徴】

町会：メディアによる取材を積極的に活用し、町会活動PRに力を入れている

地域：海拔ゼロメートル地帯。地域の防災意識は高い

1 申請したきっかけを教えてください。

葛飾区から、本事業の紹介がありました。町会として、マンションとのつながりを模索している中で、よいきっかけだと思い、申請しました。

毎年、町会で防災訓練を実施していますが、参加者が限定的です。広く参加してもらうためには、マンションとの連携が効果的だと考えました。

2 どのような訓練を実施しましたか？

8つの訓練を実施しました。「避難所生活の展示」は、葛飾区に展示品を準備していただきました。「日常備蓄の方法」や「携帯トイレの使い方」について反響が大きかったです。特に、トイレが大変だという意識が希薄でしたが、訓練でしっかりと意識してもらうことができよかったですと思います。また、「可動式ポンプ訓練」を実施しましたが、参加者からは、「町会はこんな大変なことをやっているんだと実感した」などの声をいただき、深い理解につながったと思います。



可動式ポンプ

[合同防災訓練]

- 日 時：令和7年2月23日(日) 10:00～12:00
- 場 所：葛飾区立二上小学校
- 参加人数：町会66名、マンション34名
- 訓練内容：○炊き出し訓練、AED訓練、簡易トイレ
日常備蓄
○初期消火訓練、可動式ポンプの放水
○起震車体験、避難所生活の展示



起震車体験

**3 マンションとの連携で
大きな課題はありましたか？**

マンションからは「マンションに自治会があるので、なぜ町会に入らなくてはいけないのか」という声が多く聞こえました。

町会とマンションが密な関係性を持つためには、「町会で何ができるか」「マンションで何ができるか」を双方で考えることが大事だと考えています。

**4 訓練を実施することでマンションと
どのようなつながりができましたか？**

当初、マンション役員の顔が分かりませんでした。が、本事業の実施により顔見知りになることができました。

5 今後に向けた改善点はありますか？

「外国人との関係づくり」を検討していきたいです。多言語対応を行うなど、みんなに町会に加入していただきたいと考えています。

また、災害時のペットについても考えていきたいです。町会内の獣医も巻き込んでいきたいです。空き家も多く、問題視しています。葛飾区とも連携していきたいです。

**6 マンションとのつながりを強化して
いくため、今後どのような取組を
行っていますか？**

同じ地区に居住しているので、継続した関係性をつくっていきたい。マンションに対しては「町会に対応可能なこと」をPRしていきたいです。また、防災訓練だけでなく福祉や行事などでも一緒に検討するなど、複合的な関係性をつくっていききたいです。

～事業を振り返って～

町会がマンションと関係を深めるきっかけになったのは間違いありません。

このチャンスを活かし、マンションとの関係を継続して深めていきたいです。



振り返り